

人権教育ハンドブック

平成31（2019）年4月

神奈川県教育委員会

はじめに

神奈川県教育委員会では、平成15（2003）年に策定された「かながわ人権施策推進指針」（以下、「指針」とする。）に基づいて、人権教育を推進してきました。この「指針」は、策定から10年が経過し、人権問題を取り巻く社会状況に変化が生じてきたことから、平成25（2013）年に改定されました。

改定にあたり、「指針」でも、人権教育を主要な取組として位置づけていることから、人権施策における教育分野の重要性をかんがみ、教育委員会としても、人権教育に係る部分について、改定作業に参加して見直し等を図り、改定後の「指針」を知事部局と共管し、人権教育を一層充実・強化していくこととしました。

教育委員会ではこれまでも、人権教育の資料として、「同和問題の正しい理解のために」（平成16（2004）年）や、人権教育実践のための「人権学習ワークシート集（小・中学校編）」、「同（高等学校編）」、「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」（社会教育向け）等を作成してきました。この「人権教育ハンドブック」は、平成18（2006）年に作成され、時点に応じて改訂をしてきましたが、今回、「指針」の内容に沿い、また、平成20（2008）年に文部科学省から出された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の内容も踏まえ、主に学校教育の分野を対象に、教職員の研修から授業の実践に至るまで活用できる冊子をめざして改訂しました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、人権教育の目標を「人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。

児童・生徒が「具体的な態度や行動に現れる」人権感覚を身につけるためには、人権教育に関する授業の実践はもちろん、日常的に児童・生徒を指導する教職員が人権感覚を身につけていることが、当然のこととして求められます。人権感覚を身につけるための要素として、「経験」・「想像力」・「気づき」等があげられます。自らの経験に基づいて、他者の気持ちを推し量り、自分がどうすればよいかに思い至る。これができるようになることが、人権感覚を身につけるということではないでしょうか。

この「人権教育ハンドブック」を活用することによって、教職員の皆さんが自分自身の人権感覚を磨き、積極的に人権教育に取り組んでいかれることを願っています。

平成25（2013）年 8 月

神奈川県教育委員会

目 次

はじめに	P. 1
I 人権教育の基礎知識 Q & A	P. 3
II 人権感覚を磨く	P. 4
1 事例 2 校内研修の進め方 3 人権尊重の学校づくりのために	
III 人権教育の歴史	P. 15
1 国連の取組 2 国の取組 3 神奈川県取組	
IV 「指針」に基づいた分野別人権教育の整理	P. 18
1 子ども 2 女性 3 障がい者※ 4 高齢者 5 患者等	
6 同和問題 7 外国につながる児童・生徒 8 ホームレス	
9 犯罪被害者等 10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	
11 様々な人権課題	
V 資料	P. 46
○人権教育関係 URL	
○児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）	
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	
○神奈川県同和教育基本方針	
○部落差別の解消の推進に関する法律	
○在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針	
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	
VI 参考文献	P. 61

※「害」の表記については、法令などの名称及び法令などで定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体などの固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則としてひらがなで表記します。

* 統計資料については、平成31(2019)4月現在の最新版に修正してあります。

I 人権教育の基礎知識Q & A

日々の教育活動の場面で児童・生徒に「人権」について考えるよう促したり、注意喚起をしたりしている教職員の皆さんが、「人権」について学び、理解を深めることが大切であることは言うまでもありません。また、児童・生徒や保護者、地域の方々と広く深くかかわる学校においては、「人権」は理解されているだけでなく、常に意識され、あらゆる言動の根本に位置していなくてはなりません。

「人権」は、「世界人権宣言」に理想の形が示されています。その中に盛り込まれている様々な権利は全ての人間に保障されているものであり、全ての人間がその享有を主張して止むことのないものです。ここで、Q & A方式で、「人権教育の基礎知識」をまず確認しましょう。

Q 1. 「人権」とは何ですか。

A 1. 「人権」とは、「生きていたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものであり、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことです。

Q 2. 「人権」は何によって保障されているのですか。

A 2. 「人権」は、長い歴史的過程を経て発展・確立してきた人類普遍の原理であり、昭和23（1948）年にはすべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」によって高らかに宣言されました。その第一条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（仮訳文）とあるように、一人ひとりに固有の、不可侵の権利です。わが国にあっても、「日本国憲法」によって保障されている、最も基本的な権利です。

Q 3. 「人権を尊重する」とは、どういうことですか。

A 3. 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、人権の尊重について「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」と記載されています。

Q 4. 「人権」は難しいというイメージがありますが…。

A 4. 他の人との「違い」や、誰かの「思い込み」によって嫌な思いをしたことはありませんか？それが人権が侵害された状態です。逆に、自分自身が誰かに嫌な思いをさせているかもしれません。日常生活そのものが人権につながっています。そう考えれば、人権はとても身近なものであり、難しいものではありません。

Q 5. 「人権侵害」の例として、相手が嫌な思いをしたらそれがハラスメントだといいますが、相手がどう感じているかなどわかりません。

A 5. だからこそ、人権感覚を身につけることが必要なのです。児童・生徒を指導する教

員であれば、当然、人権感覚が身についていることが求められます。教員の細やかで確かな人権感覚が、児童・生徒の心を豊かに育み、「いじめ」や「差別」のない、信頼と友愛に満ちた素晴らしい学級・学校づくりに資するのです。まず、参加体験型（参加者を主体とする体験的な活動を取り入れたもの。ロールプレイ、疑似体験、フィールドワーク等がある。）の研修で、当事者の思いに気づく体験をしてみてください。

Q 6. 「幼児」にも人権教育が必要なのですか。

A 6. 生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期にこそ、自己肯定感を育成することや、性別による役割分担意識等を刷り込まないようにすることが必要ではないでしょうか。

Q 7. 「教育」と「啓発」は、どう違うのですか。

A 7. 「教育」には「学校教育」と「社会教育」があります。「社会教育」は、公民館等を利用した、主に地域住民を対象とした教育です。「啓発」はもっと広い意味で、法人等を含めた県民全体の理解を深めるような活動を表します。

Ⅱ 人権感覚を磨く

教職員が、児童・生徒一人ひとりの大切さを理解し、かけがえのない個人として接するためには、教職員自身の人権感覚を一層磨いていくことが大切です。

そのためには、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権感覚を磨くことができるよう常に自己研鑽を心がけるとともに、様々な研修の機会に触れることが有効です。

教育委員会や教育事務所等が実施する研修会では、人権教育に関する基本的な考え方や新たな情報などが取り上げられます。受講後は職員会議や校内研修等で報告し、研修成果を教職員全員に還元してください。

校内研修を企画する場合は、参加体験型の研修が効果的ですので、是非数年に一度は実施してください。人権を侵害された人が実際にどのように感じるのか、「気づく」ことが人権感覚を磨く第一歩です。

1 事例

学校で目にする「気づく」ことが必要な場面を、次に例示しました。人権を尊重するという観点から、気になることは何でしょうか。

授業で

例 1 授業中の発言①

先生「みなさん、わかりましたね。では、次の問題にいきます。」

観点：わからない子どもが「わからない」と発言することを期待して、言葉を投げか

けるのでしょうか。「わからない」と言うのには勇気がいります。これでは、わからないまま授業が進んでしまいます。

例2 授業中の発言②

先生「この問題は普通できるよね。できないなら小学校に戻ったほうがいいね。」

観点：これでは、わからない子どもは何も言えなくなってしまうでしょう。わからない子どもはどんな気持ちで教室にいるのでしょうか。

例3 ある先生は、板書をわかりやすく整理するために、白、赤、黄、青、緑のチョークを使い分けている。

観点：カラフルできれいな板書が思い浮かびますが、これには大きな問題があります。日本では男性の約5%に色覚障害があると言われています。つまり、各クラスに1人程度は色覚障害がある子どもが存在する可能性があるということです。使用に適したチョークの色は、基本的には白と黄色です。（P28参照）

HRなどで

例4 帰りの学級活動で

先生「このお知らせは必ず親に見せるんだよ。」

観点：親と一緒に暮らしていない子どももいます。親のいない子どもはどう感じるのでしょうか。

例5 昼食指導で

先生「また菓子パンか、お弁当を作ってもらいなさい。」

観点：お弁当を作ってくれる人がいなかったら？また、保護者がお弁当を作るのは当たり前のことでしょうか。

例6 出欠確認で

先生（長欠の子どもところで）「はい、いつものように〇〇さんが欠席。」

観点：周囲の子どもに誤った固定観念を植えつけることになります。学校に来られない子どもには、様々な事情があるはずです。そのことは決して冗談にしていいいことではありません。

先生同士で

例7 忘れ物について

先生A「うちのクラス、忘れ物が多くて困っちゃうな。」

先生B「私は、忘れ物した子どもの名前を黒板に貼り出してるよ。」

観点：早く提出するよう促したい気持ちはわかりますが、いつも同じ子どもの名前が貼り出されていることはありませんか。マイナスの要素で名前が公表された子どもが、自己肯定感をもてないの言うまでもありません。周囲の子どもは、様々なタイミングで忘れ物をした子どもをからかうかもしれません。また、忘れ物が多いことは家庭の事情に原因があるかもしれません。担任は忙しくて大変ですが、一人ひとりを大切にしたい指導を心がけましょう。

例8 学年会で

先生A「1組の〇〇さんは、いつも腕や足にあざができていて、元気もなく、気になります。児童虐待の可能性はないでしょうか。」

先生B「大げさですよ。きっと、どこかにぶつただけですよ。」

先生C「保護者との関係もあるし、もう少し様子をみたらどうですか。」

観点：このようなケースでは迅速な対応が必要です。ただちに管理職に報告し、学校として組織で対応しましょう。情報収集、状況分析、客観的な判断の結果、少しでも虐待が疑われるときは、速やかに管理職を通じて児童相談所に通報してください。慎重な対応が必要であることは当然ですが、保護者等に配慮するあまり、ためらった結果として、児童・生徒の心身に重大な被害が及ぶ可能性があります。結果的に児童虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。最優先すべきことは児童・生徒の心身の保護です。

児童・生徒への細やかな配慮を

例9 職員室に生徒が来て

生徒「〇〇先生！」

先生（生徒を見ずに）「今忙しいから、後にして。」

観点：何か重要な話があるのかもしれませんが。一大決心をしてきたのかもしれませんが。そうでなくても、顔も見ずにこんなことを言われたら生徒はどう感じるでしょうか。まずは、仕事の手を止めて生徒の表情や様子を見てください。その上で、「放課後だったら時間が取れるけれど、その時でもいい？」と言われたなら、生徒も安心することでしょう。

例10 進学相談にて

生徒「体育大学を受験することにしました。」

先生「君は身長が低いから苦勞すると思うよ。大丈夫？」

観点：いろいろと考えた末の結論ではないでしょうか。心配することは悪いことではありませんが、決めつけや根拠のないアドバイスは、本人のやる気を削ぐだけでなく、適切な進路指導とはいえません。

例11 外国につながるのある子どもに

先生「もう日本に来て2年目だよね。これからは他の子と同じように扱うからね。」

観点：今までは特別扱いだったのでしょうか。本当にもう支援は必要ないのでしょうか。言われた子どもは戸惑ってしまいます。

例12 忘れ物をした外国につながるのある子どもに

先生「すぐ取りに帰りなさい。」

観点：例7とも関連しますが、本当に今日持ってくることを理解していたのでしょうか。必要なものは自宅にあるのでしょうか。なぜ、取りに帰るのか理解できているのでしょうか。

例13 外国出身の子どもと保護者の会話

子ども「学校では〇〇語で話さないで。」

保護者「わかった。学校には行かないようにするから。」

観点：子どもは、時には自分がマイノリティであることから目をそむけようとし、
マイノリティであることは、仲間はずれ・いじめにつながりやすいからです。
母語や母国の文化に誇りをもてるよう、クラスで取り組みましょう。もちろん、
保護者にも協力してもらうことが必要です。保護者が学校に来ないようになる
ことは、かえって子どもを孤立させてしまいます。子どもと保護者の両者との
コミュニケーションの時間を確保してください。

例14 最近欠席が増えたある子どもについて

先生A「〇〇さん、さっきも保健室に行ったみたいだけど、大丈夫かな。」

先生B「養護教諭はベテランで専門家だから、任せておけばいいよ。」

観点：子どもは学校全体で見ていくものです。特に、保健室は子どもがいつでも心と
身体の悩みを相談できる場所であり、一人職種であることの多い養護教諭の負
担は非常に大きくなっています。同僚としてもお互いに支え合い、みんなが安
心できる環境をつくっていきましょう。

例15 保健室で養護教諭と話している子どもに

先生「こんな所で授業をサボってるんじゃない。」

観点：その子どもが保健室にいる理由があるはずです。たとえ授業を休みがちな子ど
もであったとしても、その行動には原因があるはずです。それを頭から否定す
るような言い方は、子どもにとってはコミュニケーションを拒否されたのと同
じことです。また、保健室を「こんな所」と言われた養護教諭はどう思うでし
ょうか。

保護者や周囲の人々にも

例16 通知表の所見欄に

「人の嫌がる清掃にも自ら進んで取り組んでいます。」

観点：清掃は人が嫌がることだという、誤った固定観念です。その裏には、汚いもの
を扱うことへの忌避があり、清掃業などを蔑む意識につながる可能性があります。

例17 何気ない呼び方

「給食のおばさん」「用務員のおじさん」

観点：子どもも使う言い方で、ついつい使っていませんか。教職員が使うことで、
誤った固定観念が助長されてしまいます。「教員のおじさん」とは言わない
でしょう。

「〇〇さん」と姓を呼ぶのが礼儀です。

生徒指導で

例18 生徒指導で①

生徒「なんで俺ばかり注意すんだよ。〇〇だってやってるのに。」

先生「君、〇〇なんかと一緒にいいの？」

観点：その場にいない特定の生徒を引き合いに出しておとしめる、大変差別的な言動
です。後で〇〇さんの耳に入ったら、本人はどう感じるでしょうか。指導され

ている生徒自身も、発言した教職員を信用できないはずです。

例19 生徒指導で②

先生「そんなことするから、うちの学校の評判が下がるんだ。」

観点：「先生は目の前の自分より学校の評判が大事だと思っている。」と、生徒に疑念を抱かせてしまう発言です。目の前の生徒をどう育てるかを考えた発言を心がけましょう。

例20 生徒指導で③

先生「君のせいで、〇〇さんまで怒られるんだよ。」

観点：すべての責任は一人の生徒にあるという言い方です。こんな言い方をされた生徒は、精神的に追い込まれ、反抗的な態度をとったり、心に深い傷を負ったりしてしまうかもしれません。

男女は違う？

例21 荷物を運ぶときに

先生「重い荷物を運ぶから、男子5人手伝って。その間、女子は教室の掃除をしておいて。」

観点：男子は力仕事、女子は清掃という役割分担は、性別による誤った固定観念であり、児童・生徒にも習慣的に刷り込まれてしまいます。

例22 図工の時間に

先生「男子には青、女子にはピンクの紙を配ります。」

観点：例21の観点と同じです。

例23 文化祭の準備で疲れた様子を見せた男子生徒に

先生「男のくせにだらしない。」

観点：例21の観点と同じです。

例24 女子生徒が男子生徒に向かって

生徒「〇〇君って、オネエっぽいよね。」

観点：テレビやラジオ等では、性的マイノリティであることを笑いのネタに使う番組があり、その中で、性的マイノリティに対する様々な呼称が生まれています。そのような呼称を特定の個人に使用することによって、性的マイノリティへの差別意識を助長するだけでなく、その個人に多大なストレスを与えることになります。その生徒が性的マイノリティであった場合、取り返しのつかない大きな傷を与えることにもなりかねません。

例25 何人かの生徒との会話中、別の生徒の性的指向（恋愛や性愛の対象となる人の性）を揶揄するような話題になったが、和やかな雰囲気だったので、そのまま話を続けた。

観点：例24とも関連しますが、性自認（性別に関する自己意識）や性的指向をからかう発言や差別する発言を許すことはいじめにもつながります。様々な性自認や性的指向があることなどについては、教職員が理解を深め、肯定的に捉えることを生徒に伝えていくことが大切です。教職員は性的マイノリティとされる生徒がいるかもしれないことをふまえて、注意深く言葉を用いたり行動したりし

ましょう。

例26 委員会の役割分担をする際、女子生徒が委員長に立候補しようとしたら

先生「まとめ役は男子の方がいい。女子は女房役の副委員長がいい。」

観点：明らかに性別による固定的役割分担意識による性差別です。

例27 P T Aの役員会で

役員「P T A会長は、やっぱり男性がいいですね。」

観点：P T A等、学校には児童・生徒以外の人々が参加する会議等があります。中には、女性差別の発言が出たりする場合があります。このようなときこそ、学校だけでなく、家庭や地域の方々の人権意識を高めてもらうチャンスです。学校でいくら人権教育をしても、家庭で差別的な発言が繰り返されるようでは、児童・生徒の人権感覚は身につけません。

セクハラに注意！

例28 髪型を変えた生徒に

先生「前の髪型似合ってたのに。失恋でもしちゃった？」

観点：容姿についての発言を不快に感じる人もいます。不快だと思われたら、それはセクハラです。さらに、プライベートに踏み込んだ発言は、一層相手を不快にさせる可能性があります。そこまで言っても許される信頼関係があると、勝手に思い込んでいませんか。

例29 体育の授業のあと、女子生徒の更衣が遅れ、次の授業の始業チャイムが鳴った。数人の女子生徒が更衣室で更衣中であったが、「着替えるのが遅い。」と言いながら、男性教職員が入室した。

観点：生徒指導の範疇を超えています。明らかなセクハラです。

例30 ある教職員は、指導上特に必要もないのに、放課後、補習をすると行っては特定の生徒を教科研究室に呼び出し、肩をもませたりしている。

観点：必要もないのに特定の生徒を呼び出すこと、肩をもませるなど身体に触れ、補習とはまったく関係のない行為をすることは、教職員の立場を利用したセクハラです。

例31 先生が生徒に宛てたメール（生徒のアドレスの取得許可を取っている場合）
「勉強を教えてあげるから、うちに来ない？」

観点：県立学校では、部活動等の緊急連絡用に、教職員が校長の許可を得て児童・生徒の携帯電話番号やメール・アドレスを記録することができます。許可を得ないで生徒のアドレスを聞き出すことは論外ですが、許可を得ていても、その使用目的以外に使用し、教職員という立場を利用して生徒を誘うなどという行為は、信用失墜行為となります。メール以外でも、児童・生徒とSNS等でやり取りすることは禁止しています。

例32 ある教職員は、指導上特に必要もないのに、生徒の肩に手をかけたり、身体に触れながら話をする癖がある。本人は親しみの表現のつもりなのだが、嫌がっている生徒もいる。

観点：同性でも身体に触れられることを不快に思う人はいます。是非、周囲の人が教

えてあげてください。

例33 身体計測の時、ある女性教職員が男子生徒の身体計測に割り当てられ、男子生徒の身体をじろじろ見ている。この学校では、必ず上半身裸で計測するように指導しているが、見られた男子生徒は嫌な思いをしている。

観点：身体（特に裸の異性）に対する凝視はセクハラになる可能性が大きい行為です。このような役割分担をすることは、分担をした担当者にも人権感覚が欠けているということでもあり、組織的な問題といえます。また、裸を見られることが嫌な生徒もいます。裸にならずにすむ計測方法を工夫することも必要です。

例34 ある男性教職員は、部活動指導のあと、汗をかいたと言っては上半身裸になり、職員室を歩き回ることが頻繁にある。職員室を訪れる女子生徒は、男性教職員を見ないようにしている。

観点：女子生徒だけでなく、他の教職員に対してもセクハラになる場合があります。

例35 ある学級の壁に、女性の水着姿のカレンダーが貼ってあり、嫌だと思っている女子生徒がいる。担任は気づいているが、まだ、はがすように指導はしていない。

観点：女性の水着姿の写真を貼るなども典型的なセクハラです。担任は気づいた時点ではがす指導をすべきであり、その指導をしていないということは、担任自身もセクハラに加担しているということです。そもそも、教室に水着姿の写真は必要ありません。

以上の例以外にも、数多くの類例や別の形の「人権侵害」もあることが考えられます。校内研修・自己研鑽によって常に人権意識の向上を図るとともに、万一、「人権侵害」が発生した時には、相互に注意し合える雰囲気づくり、人権意識の向上に結びつけられる職場環境づくりにも努めましょう。

2 校内研修の進め方

人権教育の研修をするわけですから、参加者の人権が尊重されていなければなりません。研修担当者にアサーション（自己も他者も尊重された率直な意見交換）の感覚がなければ、どんなに充実した内容であってもよりよい研修の成果につながりません。話しやすい雰囲気と、誰の意見も尊重される場の確保が必要になります。研修担当者は、人権教育指導者養成等の研修を受講された方や、管理職などが適当です。

まず、アイスブレイキング（参加者の緊張をときほぐし、自由に話せる安心感をつくり出す活動）をしましょう。参加者の中には、「人権教育の研修って、難しそうだな。」と構えて参加する方もいます。また、「本当は他の仕事がしたいんだけど、仕方ないな。」とか、「研修を受けても実際には役に立たないんじゃないかな。」など、消極的な方もいるかもしれません。安心して研修に取り組めるような工夫が必要です。具体的なアイスブレイキングについては、「人権学習ワークシート集」等を参考にしてください。

研修のテーマによっても、参加者の関心の度合いが違ってきます。人権全般の共通課題や個別の人権課題をテーマにした講義や参加体験型の研修、年間計画や指導案・学習教材の検討、また公開授業による研修等の企画が考えられますが、教育委員会の指針、

学校教育目標、年間指導目標をふまえ、児童・生徒の実態や地域の状況等を把握して、学校の実情、児童・生徒・教職員のニーズに応じた研修テーマを選択しましょう。

また、テーマによって、最も効果的な研修の形態を設定することも必要です。研修の形態と留意点を次に挙げます。

(1) 講演を中心にする場合

メリット : 多人数に、同時に同じ情報を多く伝えられる。

デメリット : 講師から参加者への一方的な知識伝達になる可能性がある。

留意事項 : 振り返りシート等で参加者の問題意識を高める。

(2) 視聴覚教材等を活用する場合

メリット : 教材をとおして共通経験ができ、それを基にして話し合うことができる。

デメリット : 学習時間が長くなりやすい、また教材の評論になりやすい。

留意事項 : 視聴する視点や話し合いの柱を明確にする。

(3) 参加体験型学習で展開する場合

メリット : 体験により気づきが生まれ、理解が深まる。また、互いの気づきを共有しながら、問題解決に向けて意欲や行動力を高められる。

デメリット : 考えたり話し合ったりする時間を重視するため、伝える情報量が少なくなる。

留意事項 : 学習目標の達成に有効なグループ作業、講話等を組み合わせる。

その他、ねらいに応じた資料を準備しましょう。参加体験型の研修を実施する場合は、「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」や「人権学習ワークシート集」を利用してください。外部講師に依頼するのも効果的です。また、46ページ「V 資料 人権教育関係URL」を参考に、文部科学省などが作成した研修資料をダウンロードして校内研修に使用するのも有効です。

研修終了後は、アンケートや自己評価により、研修の目的が達成されたかどうか確認します。

万一、研修中に、偏見や差別を助長する発言があった場合は、そのままにせず問題点を指摘して、人権尊重の理念の普及につなげましょう。

3 人権尊重の学校づくりのために

人権が尊重され、一人ひとりが大切にされていることを実感できる学校は、児童・生徒に安心感や自信を与えます。このような人権が尊重された学校をつくるためには、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整えること、教職員自身が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身につけるための研修を充実すること、児童・生徒からの相談に適切に対応することなどが求められます。

(1) 組織的な取組

各学校が人権教育を効果的に進めるためには、全教職員が人権教育の目標や意義について共通理解を持っていることが大切です。その上で、教育活動全体を通じて人権

教育を推進するための校内体制を整備し、人権教育の全体計画や年間指導計画の策定、教職員の研修に関する企画立案、毎年度の取組についての点検・評価などを効果的、効率的に進めることが必要です。

人権教育は、次のような点に留意しながら、すべての教育活動を通じて推進される必要があります。

- ・人権に関する法令、答申等をふまえる。
- ・児童・生徒、家庭、地域の願いや実態を把握する。
- ・学校としての人権教育目標を明確にする。
- ・人権教育に関する各学年の重点目標を明確にする。
- ・各教科・領域における指導の重点を明確にする。
- ・児童・生徒指導、学年・学級経営の中で日常的に指導すること、配慮することを明確にする。

これらの点について教職員間の共通理解を図り、効果的に人権教育を推進するためには、各学校が人権教育全体計画を作成することが有効です。

さらに、各学校において作成している各教科、領域の年間指導計画の中に人権教育の視点を盛り込むことや、人権教育に関する年間指導計画を作成することにより、各学校における人権教育をより計画的に進めることができます。

作成した全体計画、年間指導計画や学校の具体的な取組については、学期や年度ごとに点検・評価を行い、次年度の計画や学習指導の改善を図ることが必要です。

授業の評価に関しては、教員相互で積極的に行うとともに、授業参観時に保護者にアンケートを求めることも有効です。また、児童・生徒が自らの学習について評価することも、学習の状況の把握や指導方法の工夫改善に役立ちます。

点検・評価にあたっては、学校が学校運営協議会委員や保護者、地域の人々に積極的に情報を提供し、意見を求める機会を設けるなどの工夫も求められます。

(2) 相談体制

日ごろから教職員は児童・生徒とのコミュニケーションを重ねる中で、相手の立場に立って声をかけたり、話をしっかりと聞いたりすることが大切です。

児童・生徒が安心して何でも相談できるような学校をつくるためには、教職員との間にしっかりと信頼関係が築かれていることが大前提です。

また、そうした関係があれば、それは児童・生徒にとって学校が安心して生活し、学ぶ場になります。

そのために学校では、例えば「児童・生徒人権相談窓口」を設置し、児童・生徒や保護者等に周知することにより、児童・生徒の訴えや悩みなどを相談しやすい環境を整えることが大切です。（県立学校では平成15（2003）年度にすべての学校で「児童・生徒人権相談窓口」を設置しています。）

児童・生徒からの相談の内容は、交友関係や家庭のこと、進路などと多岐にわたります。児童・生徒は様々なことに悩み、それを乗り越えながら成長していきます。教職員が児童・生徒から相談を受ける際には、相談者の思いを汲みとりながら内容に応じて対応をしていくことが求められます。

児童・生徒から相談されたとき、教職員はその相談を受けとめようとする姿勢を相手に伝え、真剣に対応することが大切です。そのことによって児童・生徒が、教職員が相談を大切なこととして受けとめ、自分の気持ちを考えてくれているという安心感をもつようになるからです。このように相談を受ける最初の瞬間を大切に、児童・生徒の悩みの解決に向けて支援しましょう。

相談の内容は様々ですが、人権侵害に関するものであった場合は、その児童・生徒の心情やプライバシー等に十分配慮します。相談をその場ですぐに受けるのか、場所を変更する必要があるのか、時間をおいて対応するのか、また複数の教職員で対応するのか等、適切に判断することが必要です。

さらに適切な対応をとることのできるように、管理職、担当者等に報告を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等も視野に入れながら、相談者の心のケアを第一に問題の解決に向けて取り組むことが大切です。

人権の侵害に関する問題においては、学校として問題解決に向け組織的かつ迅速に対応し、内容によっては外部機関等との連携が必要です。もちろん人権侵害の未然防止や問題が生じた時の再発防止などに努めることも求められます。そのために、学校として人権侵害に関する問題の解決に向けて円滑に取り組むことができるように、校内の対応システムを整備しておくことが必要です。

(3) 相談窓口情報

窓口名	受付内容	受付時間	電話番号	その他
総合教育相談 (県立総合教育センター)	子どもの教育に関する様々な悩みや問合せ	月～金 8:30～21:00 土、日、祝休日	0466-81-0185	○メール相談有 ・問合せフォーム https://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ssl/soudan/ ・メールアドレス soudan@edu-ctr.pref.kanagawa.jp ○来所相談有 (要予約) 問合せ・予約先 0466 - 81 - 8521
不登校 ほっとライン (県立総合教育センター)	不登校に関する様々な悩みや問合せ	8:30～17:15 (12/29～1/3を除く)		
発達教育相談 (県立総合教育センター)	障害の有無にかかわらず、支援を必要とする児童・生徒の発達に関する相談		0466-84-2210	
24時間子ども SOSダイヤル (県立総合教育センター)	主に高校生までのいじめに関する相談	24時間 365日	0120 - 0 - 78310 0466-81-8111	

スクール・セクハラ 相談窓口 (県教育委員会)	県立学校の生徒対 象のスクール・セ クハラに係る相談	月～金 (祝休日、 12/29～1/3を 除く)	045-210-8041	○メール相談有 ・問合せフォーム https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1486517913615
障害者差別解消法 に係る相談窓口 (県教育委員会)	神奈川県教育委員 会に属する職員に よる障害を理由と する差別などの相 談	8:30～12:00 13:00～17:15	045-285-1345 ○FAX相談有 045-664-4285	
かながわ 子ども・若者 総合相談センター (ひきこもり地 域支援センター) (県立青少年 センター)	不登校、ひきこも り、非行などの相 談の悩みを抱えた 青少年や、その家 族からの相談	9:00～12:00 13:00～16:00 (月、12/28～ 1/4を除く)	045-242-8201	
ユーステレホン コーナー (県警察少年相 談・保護センタ ー)	少年の非行問題や いじめ、犯罪被害 等に関する相談	月～金 (祝休日、 12/29～1/3を 除く) 8:30～17:15	0120-45-7867 045-641-0045 ○FAX相談有 045-641-1975	対象は20歳未満
こころの電話相談 (県精神保健 福祉センター)	こころの健康につ いての悩みの相談	月～金 (祝休日、年末 年始を除く) 9:00～21:00 (受付は20:45 まで)	0120-821-606	

Ⅲ 人権教育の歴史

1 国連の取組

国連は昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを国際社会に訴えました。これを契機として、国連は各種の人権に関連する国際条約の採択など、様々な人権を擁護し、人権の保障を促進する活動を進めてきました。

平成5（1993）年にはウィーンで世界人権会議が開催され、人権が普遍的価値であり国際社会の正当な関心事項であることと人権教育の重要性が確認されました。翌年の国連総会は人権教育を通じて人権という普遍的文化を築くことを目的として、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、加盟各国では人権に関する様々な教育啓発活動が進められました。

さらに平成16（2004）年12月の国連総会は、平成17（2005）年から「人権教育のための世界計画」を開始することを決議し、その第1段階（平成17（2005）年～平成19（2007）年）の行動計画は初等中等教育制度の中で人権教育の充実を図ることを加盟各国に求めました。その後、その期間は2年間延長され、5年間にわたる第1段階は平成21（2009）年12月に終了し、平成22（2010）年からは、第2段階（平成22（2010）年～平成26（2014）年）に入り、そこでは、「各国は初等中等教育制度における人権教育の実施を継続させ」つつ、「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」に焦点をあてることとしました。また、平成27（2015）年から平成31（2019）年を第3段階とし、これまでの2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを掲げています。

このように、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題となっています。

2 国の取組

（1）同和問題と同和教育

わが国の人権問題に、同和問題があります。この問題の解決のために設置された同和对策審議会から、昭和40（1965）年に答申が出され、その後の同和行政の基本的方針と具体的方策が示されました。

この答申では、同和問題は「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と明記されました。また、同和問題について、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であること、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるという考え方が示されました。

この答申を受けて、昭和44（1969）年に同和対策のための特別法が時限法として施行され、同和問題の解決のための事業が展開されました。

また答申では、同和問題の解決に当たっての教育対策は特に重要視されること、「同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と指摘した上で、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならないとの提言が行われました。

これを受け、指導者の養成や様々な研修事業の展開、部落差別や偏見による就職差別をなくす取組等、全国で様々な同和教育の取組が行われました。

平成8（1996）年5月に地域改善対策協議会（同和問題の早期解決のために設置された政府の諮問機関）から意見具申が出され、特別対策により同和地区の生活環境の改善がはかられ、また、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として残っていると、現状と課題について指摘がされました。

その上で、今後の方向性について次の3点が示されました。①同和対策としての特別事業は終了し、残された事業は一般対策で行うこと、②差別意識の解消を図るための教育・啓発をすべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発に再構築すること、③人権侵害救済制度の確立をめざすことです。

この意見具申に基づき、国はその後の施策を進め、同和対策のための特別法は平成14（2002）年3月に期限切れとなり、国の特別対策事業は終了しました。

その後、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。（P56参照）この法律は「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的とするとしていますが、同時に参議院法務委員会で同法に対する付帯決議がなされ、その中で「二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。」とされていることに注意する必要があります。

（2）人権教育の広がり

国連での「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、国は平成9（1997）年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画をとりまとめました。この国内行動計画では人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現をめざすことを目的としました。あらゆる場を通じた人権教育の推進や、女性、子ども、障害者、外国人等の重要課題への対応も示され、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策が進められまし

た。

人権教育・啓発のより一層の推進を図るために、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の理念や、国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。

この法律に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。

この計画には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の趣旨や内容も反映されており、人権教育・啓発の基本的在り方や今後の推進方策等が示されています。

個別課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等（平成23（2011）年4月の基本計画の一部改定により追加）があげられ、さらにこの類型に該当しない人権問題、例えば性的指向に係る問題や、新たに起こる人権問題などについても、それぞれの問題状況に応じて解決に向けて施策の検討を行うとしています。

（３）文部科学省の取組

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、平成16（2004）年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について」の第一次とりまとめを、平成18（2006）年1月には第二次とりまとめを、平成20（2008）年3月には第三次とりまとめを公表しました。この「人権教育の指導方法等の在り方について」が、現在、わが国の人権教育の拠り所となっています。

調査研究会議のとりまとめでは、人権尊重の理念について人権感覚の側面から「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という児童・生徒にもわかりやすい言葉を使って説明し、人権教育の目標については次のように示しています。

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

これまでの学校教育では、人権教育は推進されているものの、知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身につけていなかったとの指摘もあります。今後は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現れるような指導、つまり「人権感覚を十分身につけるための指導」の充実が求められています。

3 神奈川県の取組

(1) これまでの取組

県教育委員会では、昭和53（1978）年に「神奈川県同和教育基本方針」（P55参照）を、平成2（1990）年に「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針」（P57参照）を定め、人権・同和教育を進めてきました。さらに本県では、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されたことを受け、平成15（2003）年6月に「かながわ人権施策推進指針」（以下、「指針」という。）を策定しました。また、策定から10年経過した平成25（2013）年3月、「指針」の改定に伴って、人権教育を一層、充実・強化するために、「指針」を県と県教育委員会が共管することとし、「神奈川県同和教育基本方針」を「指針」に取り込んで整理しました。

(2) 「かながわ人権施策推進指針（改定版）」の概要

この「指針」では、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざし、教育の分野では、これまでの人権教育における取組と成果をふまえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される地域社会が実現するように人権教育を総合的に推進することとしています。

また、分野別施策の方向として、人権問題にかかる11の分野を提示し、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等をふまえて、人権問題の解決に向け、この「指針」で示す基本理念にのっとり、取組を進めることとしています（次項参照）。

IV 「指針」に基づいた分野別人権教育の整理

1 子ども

子どもを取り巻く様々な人権課題がありますが、学校では、まず、児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教科指導や学校運営が行われる必要があります。それに関連して、ここでは「児童虐待」「いじめ」「体罰」「不登校・ひきこもり」について解説します。

(1) 児童・生徒の人権への配慮

学校には、個別に様々な課題を抱えたり、様々な家庭環境等の背景がある児童・生徒がいます。例えば、外国につながるのがある、障がいのある、性的マイノリティである、貧困である等、また、それが複雑に絡み合っている場合もあります。学校は、そのような児童・生徒すべてが、安心して安全に学べる環境でなければなりません。

そのような学校をつくるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを児童・生徒自身が実感できることが必要です。自分が一人の人間として大切にされているという実感をもつことができたときに、自分や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことができるのです。

教職員が、児童・生徒の意見を適切に受け止めて、一人の人間として接していくことが大切です。

担任は、子どもたち一人ひとりと時間を取って話をしましょう。もちろん、課題がある子どもが優先になってしまうのは仕方ありません。集中的に対応する必要がある場合もあるでしょう。しかし、一人ひとりがそれぞれ何かしらの課題や悩みを抱えています。子どもたちは先生に話を聞いてもらえるチャンスを待っています。

(2) 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等

児童虐待は、子どもの基本的な人権に対する重大な侵害であるだけでなく、その後の健やかな成長や人格形成等に深刻な影響を与えるものです。子どもが健やかに成長、発達し、夢と希望にあふれる毎日を送れるよう、児童虐待の早期発見、関係機関との連携による迅速な対応、再発防止のための支援等が求められます。学校では、児童・生徒の日常の様子に十分注意しながら、児童・生徒が教職員に相談できる関係づくりはもちろんのこと、教職員間での情報共有、相談等ができる環境づくりに配慮することが大切です。

児童虐待は学校だけで解決できるものではありません。「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、一般の人から見て児童虐待があったと思われる場合は、通告の義務が生じます。たとえ通告された児童に対する虐待の事実はないと児童相談所等が判断しても、そのことによって責任を問われることはありません。逆に、保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらったことによって、重篤な結果を招くことがあります。児童・生徒の命がかかっています。児童虐待が疑われる場合は、速やかに通告し、児童相談所等と連携して継続的な対応に努めてください。通告することが、結果的には保護者を支援することにもなるのです。

なお、平成29（2017）年4月、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、子どもが18歳の誕生日を過ぎても、自立のための支援が必要に応じて継続されることになりました。

ポイント

平成22（2010）年1月26日付で文部科学省から出された通知「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」と、文部科学省発行研修教材「児童虐待防止と学校」のURLを46ページに記載しましたので参照ください。

(3) いじめ

児童・生徒が「いじめ」を許さない態度を身につけるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童・生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身につけることができるのです。

学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、児童・生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、「自分の大切さとともに

他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

いじめや暴力行為、インターネットを使った中傷等は、人権侵害です。いじめや校内暴力など他の児童・生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要です。さらに、問題発生 of 要因・背景を多面的に分析し、加害者である児童・生徒の抱える課題等への理解を深めつつも、その行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければなりません。

いじめが不登校や中途退学の原因となっている場合もあります。「いじめは絶対に許されることではない」という認識に立って考え、対応しなくてはなりません。

いじめ問題への対応にあたっては、まず学校全体で「いじめは自分の学校にもある」という強い認識をもつことが必要です。教職員一人ひとりには、「見えにくく隠れているいじめこそ大きな問題につながりやすい」という認識で、これまで以上に児童・生徒に目を向け、児童・生徒が発しているサインを適切に受け止めることがきわめて重要です。そして、いじめ問題は、他人を差別し、他人の人格を認めないということなどが要因となっていることから、互いの違いを認め合うという視点に立って、人権を尊重する教育を一層充実することが大切です。

また、いじめの未然防止にあたっては、日頃から、授業だけでなく休み時間や放課後などできる限り児童・生徒に接し、困った時にはいつでも気軽に相談できるという雰囲気をつくっておくことが大切です。

そういった中で、子どもが「いじめられているのかな？」と感じた時は、ためらうことなく、すぐに本人に声をかけ、心配している内容を伝えてください。

もし、その子どもが苦痛を感じている様子を見せた場合には、いじめとして指導を始めてください。たとえ、「遊んでいるだけ」と答えたとしても、真意は逆の場合もありますので、注意深く見守り、声をかけるよう心がけてください。

「いつでも先生が自分を見守ってくれている。」という安心感と先生からの声かけが一番の心の栄養になります。特に自分の心を開けない子どもにとっては、大きな支えとなります。

さらに、家庭との連携が必要不可欠であることから、日頃から教職員と保護者の信頼関係を築いてください。

なお、いじめが原因として考えられる児童・生徒の自殺が発生していることを背景として、「いじめ防止対策推進法」が平成25（2013）年6月に公布されました。その中で、学校はいじめの防止・早期発見を推進し、個別のいじめについては「（1）いじめの事実確認（2）いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言（4）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携しての対処」が求められています。

この法律が学校における基本的施策として定める、いじめの防止・早期発見を推進するために、日頃の人権感覚の育成を通じて、児童・生徒自身が「いじめ」を許さない態度を身につけること、「いじめ」を許さない学校・学級づくりに努めることが何よりも大切です。

ポイント

「いじめ」に関する文部科学省の通知等をまとめた「いじめの問題に対する施策」のURLを、46ページに記載しましたので参照してください。

また、神奈川県ホームページから次の資料も検索して活用してください。

「いじめ対応指導支援資料」

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html>

「神奈川県いじめ防止基本方針」（平成29（2017）年11月改定）

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f530779/p1189930.html>

（４）体罰

生徒のため…、これぐらいなら…、信頼関係があるから…等々、様々な理由をつけて、体罰を容認してしまいがちですが、どのような理由であれ体罰は決して許されることではありません。体罰を行うことは、教える立場、指導者としての自らの非力を認めることに他ならず、肉体に与える苦痛が、精神的成長や技術等の向上により良い効果となって結実すると考えるのは、独善的な発想に過ぎません。体罰は児童・生徒に対する一方的な不満や怒りを自制できず、指導者という優位性を背景にした、感情的・衝動的な暴力行為以外の何ものでもないのです。そして、何よりも、体罰を受けた児童・生徒は、身体はもとより、心が深く傷つくことを忘れてはなりません。

状況によっては、児童・生徒の行為が度を越していたり、厳しく指導する必要がある場合もあります。そのようなときであっても、教職員は常に冷静に対応し、感情に流されることなく、適正に指導する力が求められます。

ポイント

県教育委員会では、神奈川からすべての体罰を根絶するために、平成25（2013）年7月「体罰防止ガイドライン」を作成しました。現場での取組の徹底が求められますので、神奈川県ホームページから「体罰防止ガイドライン」で検索してください。

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/gkt/tbb-guidelines.html>

（５）不登校・ひきこもり

平成27(2015)年12月に行われた、内閣府による15歳～39歳の子ども・若者5,000人を対象とした「若者の生活に関する調査」（回答人数3,115人＝62,3％）によれば、ひきこもりの推計数は54,1万人となっています。この調査で過去にひきこもりであった人158人に、ひきこもりのきっかけについて質問しています。結果は「就職活動がうまくいかなかった」と「職場になじめなかった」を合わせると27.2％（平成22年調査：44.0％）、「不登校（小学校・中学校・高校）」19.0％（平成22年調査：11.9％）、「大学になじめなかった」1.9％（平成22年調査：6.8％）の計20.9％（平成22年調査：18.7％）となっています。平成22年の調査結果をうけて内閣府は「ひきこもりは一般

に不登校と結び付けられがちだが、仕事や就職に関するきっかけによってひきこもった者が多い結果となった。（略）ひきこもりのきっかけは、仕事や就職に関するものが多く、家族を含め困難を有する子ども・若者の社会的孤立を防ぐため、今後、相談機関の充実を始め、地域の人々が思いやりをもって見守る暖かい連携が必要となっていくことが考えられる。」と述べています。この分析は平成27年(2015)の調査からも同様に導かれるものでしょう。しかし、この調査で、ひきこもり状態にある49人に「現在の状態をどの機関なら相談したいか」と質問したところ、「相談したくない」が28.6%となっており、対応の難しさを示唆しています。学校にあっては、不登校・ひきこもりの未然防止と、万一そのような状況が発生した時には、早期の気づきと学校を上げての解決に向けた対応、総合教育センター等関係機関との連携をお願いします。

2 女性

児童・生徒の人権への配慮について、特に学校で陥りやすい事項に、性別による固定的役割分担意識等があります。これは、男女共同参画の精神に反するばかりでなく、性的マイノリティ等の児童・生徒に苦痛を与えることにもつながります。また、男性が被害を受けることもありますが、女性の被害が多いことから、セクシュアル・ハラスメント及び交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）についても、女性の人権課題として掲げています。

（１）男女共同参画社会づくりに向けた教育の推進

あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、性別にかかわらず一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現する妨げになっている要因として、長い歴史の中で社会的・文化的に構造化された性別による固定的役割分担意識があげられます。

教育の場面では、このような差別的な意識をなくしていくよう努力をする必要があります。あなたの学校はどうですか？例えば、「女子は赤、男子は青」など、使用する色のイメージを性別によって固定化したり、「男なら泣くな」「女らしくない」などの発言、応援団長は男子という暗黙の取り決めがあるなど、意識の有無は別として学校現場には性別による固定的役割分担意識を助長しかねない要素があります。

このような要素に気づいたら、是非それを改めていくよう提案していくことが大切です。児童・生徒の発達段階に応じた男女平等観の形成に向けた教育を進めていくことをお願いします。

（２）セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」とする。）とは「相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること」（神奈川県男女共同参画推進条例第2条）

です。

学校におけるセクハラは、児童・生徒と教職員の間、児童・生徒間、教職員間、さらには、教職員と学校関係者との間等での被害、加害の関係が考えられます。また、教育実習生がセクハラの被害を受けるということもあります。多くの人が集まり、一定の時間をともに学習し、活動する学校では、誰もが被害者、加害者になる可能性があります。そこで、児童・生徒及び教職員がセクハラについての認識を高めることが大切です。

児童・生徒に対しては、まず、男女が互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を対等に発揮できるように学校教育における様々な場面で、人権教育や男女平等教育を計画的に進めることが重要です。

さらに児童・生徒自身が、どのような行為がセクハラになるのかを学び、セクハラに接した際、「おかしい」と気づく感性や、適切な対処方法を身につけていくことが大変重要です。セクハラについての正しい認識をもち、適切な行動が取れるようになれば、卒業後や学校外の生活における問題への対処や未然防止につながるものとなります。

学校において、教職員は児童・生徒に対して指導的な立場にあり、児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っています。その教職員によるセクハラは、被害を受けた児童・生徒の心に一生残りかねない深い傷を負わせるばかりでなく、その後の成長に避けがたい影響を及ぼす重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。これは、地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為であり、学校教育や教職員への信頼を大きく失わせることになります。

教職員と児童・生徒との間には、大人と子ども、指導する者とされる者、評価する側とされる側等いくつもの力関係が存在しています。そのために、児童・生徒にとってセクハラを拒否することが困難であること、また、発達段階によっては、セクハラと認識できない場合や被害を受けたと意志表示できないことも考えられます。

県教育委員会では、以上のことをふまえ、教職員の児童・生徒に対するセクハラの防止に向けて取り組んでいます。

セクハラ防止に向けて学校では、教職員一人ひとりが自らの言動を見直したり、互いの言動について指摘し合ったりするような雰囲気や人間関係をつくることが大切です。そのためには全教職員がセクハラに対する基本的な考え方、例えば、性に関する言動に対しての受け止め方には個人差や男女差があること等について理解するなど、セクハラについての認識を深めることが求められます。

被害を受けたことを児童・生徒が進んで教職員に伝えることができればよいのですが、なかなかそうはいかないものです。教職員は相談されるのを待つのではなく、早期発見できるように、日ごろから児童・生徒のサインを見逃さないようにすることが大切です。そのためには当たり前のことですが、教職員は普段から児童・生徒とのコミュニケーションを取り、一人ひとりと丁寧に接することが必要です。毎日の児童・生徒の様子を把握することで少しの変化にも気づくことができ、心配な様子があれば教職員から声をかけることができます。さらに、教職員間でもコミュニケーションを取り合い、連携の意識を高めることが、早期発見につながります。

学校でのセクハラの対応においては、次の点に留意して、被害者の心のケアを最優先しながら、再発の防止に努めることが大切です。

- 被害者等（被害者の友人、保護者等）からの相談は、プライバシーが守られる場所で安心して話ができる雰囲気を受け止めます。
- 被害者等と、加害者が同じ場所に居合わせることがないようにします。
- 相談には、被害者等と同性の教職員を交えた複数の教職員で対応するようにします。
- 話を聞くとときには、結論をせかさずに被害者等のペースにあわせて最後まで丁寧に聞き取るようにします。
- 被害者等からの相談に応じた教職員は、担当者及び管理職に報告し、指示に従って学校組織として解決に取り組みます。
- 学校は、問題を整理し、被害者等が安心して学校生活を送ることができるように、心のケアを最優先に考えながら、専門機関等と連携を図り、解決に向けて取り組みます。また、再発防止に向け、発生の原因を分析・検討し、校内体制の再整備や教職員の意識改革を図ります。

一般的に、セクハラ被害には次のような「二次被害」の問題が指摘されています。

- 事実確認の過程で無視、無理解、批判、非難等を受けて精神的打撃を受ける。
- 加害者の行動より被害者の行動が問題視される。
- 事実と直接関係のないプライバシーが詮索されたり暴露されたりする。

例えば、被害者が周囲から「なぜそんなに騒ぐのか」と批判されたり、「あの人はセクハラ相談をしたらしい」「あそこへ行ったほうが悪い」等の噂をたてられることが二次被害として考えられます。これらの二次被害を防ぐためには、秘密保持と被害者の人権救済を最優先に考えることが必要です。

（３）交際相手からの暴力（いわゆる「デートＤＶ」）

交際相手からの暴力（いわゆる「デートＤＶ」）とは、婚姻関係にない恋人や元恋人など親密な関係の相手からの暴力のことで、特に思春期、青年期の若い世代に起こるものをさしています。「暴力」という表現を用いていますが、それはなぐる・けるといった身体的暴力だけではなく、一方が他方を力（パワー）によって支配（コントロール）するという広い意味での暴力全般をさします。その内容としては、次のようなものがあります。

- 身体的暴力……腕などを強くつかむ つねる なぐる ける 等
- 精神的暴力……いやな呼び方をする 傷つく言葉をいつもいう 無視する 不機嫌になる 等
- 行動の制限……行動や服装をチェックする・指示する メールや電話をチェックする 友だちづきあいの制限をする 等
- 性的暴力……無理やり性的行為をする 避妊に協力しない 等
- 経済的暴力……お金を返さない 無理やりものを買わせる 等

平成19(2007)年に実施された横浜市の調査では、交際経験のある高校生のうち31.0%が交際相手から何らかの暴力を受けたと答えています。また、平成28(2016)

年にNPO法人エンパワメントかながわ等が実施した調査では、交際経験のある中高大学生のうち、交際相手からの暴力を経験した人は、女性が44.5%、男性が27.4%という結果が出ています。

交際相手からの暴力の特徴としては次のようなものがあります。

- 「ラブラブ期」→「イライラ期」→「バクハツ期」というサイクルを繰り返す傾向があり、そこから抜け出すことが難しい。
- 暴力が複合して起きる。
- 暴力が繰り返されるうちに、それが徐々に頻繁になり、エスカレートするため、感覚が麻痺し、暴力だと気づけなくなる。
- 加害者の力（パワー）によって支配（コントロール）された状態にある被害者は、加害者に対する恐怖感、自分に対する無力感等から、加害者となかなか別れられない。
- これらの理由から基本的に当人たちだけでは解決できない。
- 親密な関係の2者の間で起きるため、周りからは見えにくく、また、関わりにくい。

交際相手からの暴力を防止するためには、まず、どのようなことが暴力に当たるのかを理解することが大切です。また、対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた教育が必要です。交際相手からの暴力を防止することは、将来における配偶者からの暴力を防止することにつながります。

交際相手からの暴力への対応においては、次のようなことが大切です。

- 交際相手からの暴力について相談されたら、まずは話をよく聴いて、相談者の気持ちを受け止める。
- 相談者・被害者に交際相手からの暴力の特徴について話をする。
- 被害者の安全を確保する。被害者の承諾を得てから、教職員・保護者・友人等に安全確保のための協力を依頼する。
- 必要な専門機関（相談機関・医療機関・警察など）に相談する。

ポイント

内閣府男女共同参画局が平成28(2016)年11月に作成した、交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」をダウンロードして活用できます。46ページを参照してください。

また、「超カンタン デートDVの基礎知識」〔平成29(2017)年7月かなテラス(かながわ男女共同参画センター)〕が理解に役立ちます。

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480214/p226781.html>

3 障がい者

「害」の表記については、法令などの名称及び法令などで定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体などの固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則としてひらがなで表記します。

障がいのある児童・生徒の人権への配慮が必要であることはもちろん、障がいや障がい者に対する理解を促進することで、障がい者への偏見や誤った思い込みをなくし、共に育っていくことが求められます。

（１）障がいのある児童・生徒の人権への配慮

「1 子ども （１）児童・生徒の人権への配慮」でも述べましたが、学校は、障がいのあるすべての児童・生徒が、安心して安全に学べる環境でなければなりません。

特に、障がいのある児童・生徒の中には、自分の考えや思いをはっきり表現できなかったり、人権侵害を受けた状態を理解できなかったりする子どももいます。少人数になる場面が多い特別支援学校などでは、密室での体罰やセクハラなどが発生することがないように、教職員は、個々の児童・生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければなりません。

平成19(2007)年4月から、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられました。

神奈川県ではすでに平成14(2002)年3月の「これからの支援教育の在り方（報告）」を受け、支援教育の推進に取り組んできました。「支援教育」とは、障がいの有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据えた教育のことです。

様々な課題を抱えた子どもたちとは、身体障がい、知的障がい、精神障がいの他に、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、自閉症スペクトラム障がい（ASD）、心因性の背景をもつ不登校、集団への不適応、対人関係の取りにくさ等、自らの力で解決することが困難で、周囲からの支援が必要となる子どもたちのことです。

平成24（2012）年、文部科学省が今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とすることを目的として、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施しました。その結果を受けて協力者会議は、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、推定値として6.5%、それ以外にも何らかの困難を示し、教育的支援を必要としている児童生徒が在籍している可能性について報告しており、また、特別支援教育に関する校内体制の一層の工夫改善を求めています。そこで、支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導をしていくためには、全教職員の理解のもと、学校全体で取り組むことが大切です。具体的には次のようなことが求められます。

- 担任一人だけではなく、関係者が情報を出し合い、その情報を共有化することにより、その子どもの実態を的確に把握する。

○ 既存の校内組織の利用や校内委員会の設置により学校全体で組織的に支援を行う体制を整備する。

○ 校外の様々な支援資源（特別支援学校、県立総合教育センターや児童相談所等の相談機関、福祉、医療等の関係機関）との連携・ネットワークを構築する。

学習障がい等がある児童・生徒への具体的な対応については、県立総合教育センターが作成した「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」等を参考にしてください。掲載URLは、46ページを参照してください。

（２）障がい者に対する理解

内閣府の平成30（2018）年版「障害者白書」によると、身体障がい、知的障がい、精神障がいの３区分で障がい者の概数は、身体障がい者436.0万人、知的障がい者108.2万人、精神障がい者392.4万人となっています。

これを人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者34人、知的障がい者は9人、精神障がい者は31人となります。複数の障がいがある者もいるため、単純な合計数にはならないものの、およそ国民の7.4%が何らかの障がいを有していることとなります。

在宅の身体障がい者428.7万人の年齢階層別の内訳を見ると、18歳未満6.8万人（1.6%）、18歳以上65歳未満101.3万人（23.6%）、65歳以上311.2万人（72.6%）であり、70歳以上に限っても253.6万人（59.2%）となっています。

わが国の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は調査時点の平成28(2016)年には27.3%であり、在宅の身体障がい者の65歳以上人口の割合(72.6%)は約2.7倍となっています。

また、平成28（2016）年の「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」による在宅の身体障がい者の障がい種類別の内訳を見ると、視覚障がい 31.2万人（7.3%）、聴覚・言語障がい34.1万人（8.0%）、肢体不自由193.1万人（45.0%）、内部障がい124.1万人（28.9%）となっています。

このように、障がい者といっても様々な障がいの種類があり、その多くが高齢者であることがわかります。つまり、障がいの種類によってバリアも違い、障がい者の困り感も違うということ、また、年齢を重ねれば誰でも障がい者になる可能性が高くなるということがいえます。

駅などの人が集まる場所へ行くと、車椅子に乗った人や、白い杖をついて点字ブロックを頼りに歩く人など、想像していた以上に障がいのある方が多いことに気づくはずです。

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（P49参照 以下、「障害者差別解消法」とする。）が平成25(2013)年6月26日に公布、平成28（2016）年4月1日より施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざし、その実現のために、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人に対して、「正当な理由」なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場

所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。また、「合理的配慮」は、障がいのある人から、社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応が求められます。

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、国及び地方自治体は、職員対応要領の策定、相談体制の整備、必要な啓発を行う等、障がい者への対応を取り巻く社会環境は大きく変わりました。学校においては、従来からも様々な場面で合理的な配慮の提供を行っていると思いますので、引き続き丁寧な対応を心がけてください。

(3) 色覚障がい

身近でありながら、気づきにくい障がいに色覚障がいがあります。日本では男性の約5%、欧米では約10%に色覚障がいがあると言われています。つまり、各クラスに1人程度は色覚障がいのある子どもが在籍している可能性があるということです。赤系統の色が見えにくかったり、緑系統や青系統が見えにくい等のタイプがあり、見えにくさは個人個人で異なります。

学校で最も注意しなければならないのが、板書で使うチョークの色です。使用に適したチョークの色は基本的には白と黄色です。他の色のチョークを使用する場合は、黄色等で補完したり、口頭で使用色の説明をしたりする配慮が必要です。教室で子どもが何も言ってこないのは、色覚障がいがある子どもがいないということではありません。隣の子どもに聞くなど、いろいろ工夫しているのです。自分に色覚障がいがあると理解できない子どももいますし、理解していてもそれを宣言するには勇気が必要です。

誰もが安心して生活できる学校をつくるためには、教職員一人ひとりの取組と学校の組織的な取組が必要であることはいうまでもありません。

ポイント

46ページに、文部科学省「色覚に関する指導の資料」の掲載先URLを載せましたので、参照してください。

また、色覚障がいを理解するためには、様々な色覚特性のある人の見え方を体験することが効果的です。赤系統や緑系統が見えにくい状態を疑似体験できるメガネも市販されていますが、高価なので学校で購入することは難しいでしょう。スマートフォンやタブレット端末の無料アプリで、対象にかざすだけでリアルタイムに色が見えにくさを表示できる「色のシミュレーター」というツールがあります。板書だけでなく、ポスターなどの掲示物や表示板を作成するときの参考にもなりますので、是非活用してください。

(4) 「ともに生きる社会かながわ憲章」

平成28(2016)年7月、障がい者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件は、障がい者に対する偏見や差別思考から引き起こされたと伝えられ、社会に言いようのない衝撃と不安を与えました。

神奈川県では、このような事件が二度と繰り返されないように、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざす「ともに生きる社会かながわ憲章」を平成28年10月に策定しました。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

神奈川県では、今後「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた施策を推進していきます。学校においても、「ともに生きる社会かながわ憲章」を広めていただき、障がいや障がい者に対する理解を促進し、誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されたりすることのないよう、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた取組の推進をお願いします。

4 高齢者

急速に増加していく高齢者に対する理解を促進することで、高齢者への尊敬の念をもちながら、自分自身の問題として考えていくことが必要です。

(1) 高齢者に対する理解

内閣府の「高齢社会白書」(平成30(2018)年)によると、わが国の総人口は平成29(2017)年10月1日現在、1億2671万人で、65歳以上の高齢者人口は3,515万人です。総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は27.7%であり、「65～74歳人口」は1,767万人、総人口に占める割合は13.9%、「75歳以上人口」は1,748万人、総人口に占める割合は13.8%です。

今後、総人口が減少するなかで、高齢者人口は増加し、高齢化率は上昇を続け、2036年に33.3%で3人に1人となります。2042年以降は高齢者人口が減少に転じますが、高齢化率は上昇傾向にあり、2065年には38.4%となり、国民の2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推測されています。

社会を支えてきた人たちが高齢者となり、今、社会を支えている人たちが次に高齢者となります。児童・生徒にとっては、まさに自分自身の問題として考えなければならない数字です。高齢者に尊敬の念をもって接することはもちろん、「人生100歳時代」を迎える中、自分自身がどのように年齢を重ねていくかということを、しっかりと考える必要があります。

また、若い人なら避けられることも、高齢者には避けられない場合があります。特

に、児童・生徒が自転車に乗る場合、高齢者に十分注意するよう指導をお願いします。自転車に乗った児童・生徒が、交通事故の加害者になる可能性があるのです。

児童・生徒と高齢者が相互に理解を深め、連帯感を育むことが、高齢者への理解を促進し、高齢者の問題を自分自身の問題として考えるきっかけとなるはずです。

5 患者等

疾病等がある児童・生徒の人権への配慮が必要であることはもちろん、感染症等に対する理解を促進することで、無知から来る患者等への偏見や誤った思い込みをなくしていく必要があります。ここでは「エイズ患者等」と「ハンセン病患者等」について解説します。

(1) エイズ患者等

H I Vウィルス（ヒト免疫不全ウィルス）に感染し、免疫力が非常に下がった結果、様々な感染症を発症するようになった状態を、エイズ（後天性免疫不全症候群）と呼びます。エイズが知られるようになった段階では、効果的な治療方法がなかったため、死に至る不治の病というイメージが先行し、大変恐れられました。

現在では、エイズが発症する前にH I Vの感染が判明すれば、投薬によりエイズの発症を抑えることができます。また、H I Vの感染力は弱く、感染経路が性的接触による感染、血液を媒介とする感染、母子感染に限られていることも知られています。

何よりも児童・生徒には、エイズについて正しい知識が身につけられるよう、十分な指導が必要であることはいうまでもありません。そのためには、保健の授業をとおしての学習、医療関係者を招いての講演会などが有効です。

かつて、エイズが死に至る病として恐れられた結果、H I V感染者が医療機関で診察を拒否される等の差別を受けたほか、様々なところで差別事件が発生しました。血友病患者に投与された血液製剤による感染が多かったため、血友病患者であるというだけで仕事を解雇されたり、男性同性愛者の感染例が多かったため、同性愛者であるというだけで、アパートの立ち退きを求められたり、様々な事例が報告されています。H I Vは限られた感染経路でしかうつりません。エイズ患者が、いわれのない差別で苦しまなくてよいよう、児童・生徒が差別する側にならないよう、教育の果たす役割は大きいのです。

なお、公益財団法人エイズ予防財団が様々な啓発パンフレットを出していますので、必要に応じて照会してください。また、厚生労働省の「H I V／エイズ予防対策」をはじめ、多くの自治体等からエイズ関係の啓発資料がホームページ上に掲載されていますので、参考にすることができます。

(2) ハンセン病患者等

ハンセン病は、「らい菌」による感染症で、感染力が低いにもかかわらず、大変恐れられた病気です。体の一部が変形したりする外観の特徴などから、偏見や差別の対象にされることがありました。もちろん、現在では完治する病気ですが、決定的な薬

が開発されるまでは、ハンセン病も不治の病とされていました。

特に日本では、昭和6（1931）年に「らい予防法」が制定され、全ての患者を強制的に療養所へ入所させ、終生に亘って隔離する政策が押し進められました。1948年に特効薬であるプロミンがアメリカで開発されましたが、第二次世界大戦後もハンセン病患者は、療養所に隔離して一生社会に出さないようにするという政策は維持され、「らい予防法」は、平成8（1996）年まで廃止されませんでした。

現在、療養所にいる人たちはほとんど高齢の方ですが、過去に大変な差別を受け続けただけでなく、病気が治った今でも、帰る場所がないのです。ハンセン病に罹ったことがわかったときに、家族から縁を切られたり、亡くなったことにされて療養所に収容されました。

私たちにできることはなんでしょうか。ハンセン病について学ぶことによって、風評や偏見に振り回されるのではなく、正しい知識を身につけることが、すべての人権擁護につながることを理解できるのではないのでしょうか。前項の「（1）エイズ患者等」同様、保健の授業をとおしての学習、医療関係者や元患者の方を招いての講演会などが有効です。また、厚生労働省のホームページに「ハンセン病の正しい理解のために」が掲載されていますので、参考にすることができます。

6 同和問題

同和問題の解決のために、教育には大きな役割があります。この問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識をなくすため、あらゆる機会を捉えて人権尊重の精神を基盤とした教育を推進するとともに、差別に遭遇したときに、自ら正しい判断に基づき行動ができる児童・生徒の育成に努めなければなりません。ここでは、そのポイントを解説します。

（1）同和問題の正しい理解

平成25（2013）年度県民ニーズ調査によると、同和問題をはじめて知ったきっかけは、「学校の授業」（22.0％）が最も多く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、本、インターネット」（21.1％）が多くなっています。

児童生徒がインターネットにおける差別的な書き込みや根拠のない情報を信じることがないように、指導する立場の教職員は同和問題の実態を正しく理解し、伝えることが重要です。また、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を向上させ、それらを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

県教育委員会が昭和53(1988)年に通知した「神奈川県同和教育基本方針」（P55参照）は、平成25(2013)年3月に改訂された「かながわ人権施策推進指針」に取り込まれて整理されました。

国の動きとして、平成28年(2016)年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月16日施行されました（P56参照）。立法に先立ち、衆議院法務委員会における附帯決議（平成28(2016)年11月16日）及び参議院法務委員会における附帯決議（平成28(2016)年12月8日）がなされています（P56・57参照）。この法律は、

全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である事に鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発などについて定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。

教職員が同和問題を正しく理解した上で、児童・生徒にも被差別部落の人々が果たしてきた大切な役割や、残してきたすばらしい文化を伝え、それが現代の私たちの生活につながっていることを、しっかりと理解させましょう。

児童・生徒への指導には、次のワークシートを利用した授業をお勧めします。詳しい解説もついていきますし、教職員の研修に使えるワークも入っています。

「人権学習ワークシート集 第14集（小・中学校編）」

「人権学習ワークシート集 第15集（高校編）」

「人権学習ワークシート集 第16集（高校編）」

ポイント

同和教育の授業を実践する前に、次の図書を読了することをお勧めします。なお、これらの図書は、県立学校及び市町村教育委員会に配付してあります。

- ・「これでわかった！部落の歴史 私のダイガク講座」
- ・「ビジュアル部落史第1巻～第5巻」
- ・「神奈川の部落史」

また、県教育委員会が昭和53(1978)年に通知した「神奈川県同和教育基本方針」を55ページに掲載しました。この方針は、現在では「かながわ人権施策推進指針」の中にその精神が取り込まれ、整理されましたが、約30年間にわたり、本県の同和教育の根幹となった方針です。同和教育を始める前に、是非、一読してください。

同和教育の進め方として、各発達段階に応じた次のような計画が想定されます。

ア 小学校（高学年）

導入として、現代の私たちの生活に欠かせない、食肉や皮革製品を作るために屠場で働いた人々、また、演芸に携わった人々がどのような生活をしていたかを学ぶ。食肉や皮革製品のない生活を想像したり、好きな演芸を選び、演芸がどのように変遷してきたのか調べたりするほか、視覚に訴える教材を使用した授業実践などが想定される。

イ 中学校

部落の文化にはどのようなものがあるか、また、なぜ部落が一般社会とは別の社会を形成していたのかを学ぶ。日本を代表する芸能文化である歌舞伎や能、また、寺院の枯山水などが部落の人々によって生み出されたものであることを、視聴覚教材等を使用して学習し、穢れを清めるという特別な役割から、部落が一般社会の外

に存在したということなどを学習する。

ウ 高校

同和問題の歴史的変遷を学ぶ。様々な役割を担っていた部落の人々が、戦国大名に重用され、江戸時代には農民・町人とは別の支配体系に組み込まれたこと、明治に入って出された解放令の影響で、困窮し、厳しい差別に見舞われたこと、水平社の結成から戦後の地域改善事業の成果、そして、現在、情報通信技術の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じ、「部落差別解消の推進に関する法律」が施行されたことなどを学習する。

(2) 公正な採用選考

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申は、同和地区出身者の就職の状況について「近代的な大企業への就職はきわめて少ない」と述べ、その原因は「基本的には社会的差別と偏見」であると指摘しました。当時は、社用紙と呼ばれる会社独自の履歴書を使用して、家庭の経済力や親の職業・学歴などの記載を求め、これらの内容を選考の基準としている会社がありました。また、社用紙に記載させた本籍情報や、採用選考時に提出させた戸籍抄本をもとに身元調査が行われることもあり、これらのことにより同和地区出身者などが就職差別を受けることがありました。

このような状況の中で、生徒を就職差別から守るため、生徒本人の適性と能力に関わりのない項目を応募用紙から取り除くよう企業に求める取組が、学校現場を中心に進められました。その結果、昭和48（1973）年に労働省と文部省が、新規高卒者の採用選考時における応募書類は、就職差別につながる事項を除いた「全国高等学校統一用紙」を使用し、戸籍謄（抄）本等の提出を求めないよう通達を出しました。その後、新規中学校卒業者用の応募書類も高等学校の様式に準じて定められ、どちらの様式についても何回かの改訂を経て、現在の様式（P35参照）にいたっています。

本県においても、平成9（1997）年度の新規高卒者の採用選考において、県内企業数社が本人・家族の本籍地や家族の職業を記載させたり、面接において家族構成や保護者の離婚理由などを質問したりしたことが明らかになりました。このことを受け、県教育委員会では平成10（1998）年度から神奈川労働局などの関係機関と連携を図りながら、次のように公正な採用選考の取組を進めています。

- 例年5月に、ハローワークを通じて事業所に公正な採用選考の実施について文書で依頼する。
- 提出書類や面接における不適切な質問について学校からの報告があった場合には、神奈川労働局に連絡の上、不適正事案と認められた場合は、企業に対する指導を依頼する。

生徒を就職差別から守るためには、中学・高校の指導の中で、採用選考は本人の適性と能力に基づいて行われなければならないという認識を高め、生徒自身が就職差別につながる質問などに気づき、指摘できるような態度を身につけることが大切です。

生徒を指導するために、まず私たち教職員が人権感覚を磨き、どのような質問が不適切かを把握しておく必要があります。行政課は、例年5月に県立学校に宛てて「新

規学校卒業者の就職に係る『公正な採用選考』について」という依頼文を発出しています。その際、「早期選考及び不適正事案連絡票」「公正な採用選考に関する受験報告書(様式例)」を添付しています。「公正な採用選考に関する受験報告書(様式例)」には不適正な質問例を載せていますので、一度目を通してください。

また、生徒が就職差別を受けたり、面接で不適切な質問を受けたりした場合には、学校は速やかに教育委員会とハローワークに連絡し、生徒に寄り添うような指導を行うことが大切です。

教育委員会とハローワークへの連絡は速やかに行う必要があります。速やかに管理職へ報告してハローワークへの連絡を行い、管理職を通じて行政課へ一報を入れてもらってください。さらに行政課へ「早期選考及び不適正事案連絡票」「求人票(写)」「受験報告書(写)」「経緯を説明するメモ」を送ってください。

行政課は、神奈川労働局と連絡を取り、企業に対する事実確認と指導はハローワークが行います。

大学・短大、専門学校、私立中・高等学校等の入学関係書類において、本籍や家族構成等の記載を求めたり、面接時に不適切な質問をしたりするケースも報告されています。県教育委員会では県立学校に対して、学校が提出する入学関係書類に本籍欄や家族欄があった場合には、該当欄は記入せず斜線を施す対応をするよう指導するとともに、文部科学省や大学関係機関等に改善の要望をしています。

全国高等学校統一用紙

(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

履歴書

平成 年 月 日現在

ふりがな

氏名

生年月日

昭和・平成 年 月 日生(満 歳)

ふりがな

現住所

ふりがな

連絡先

写真をはる位置
(30×40mm)

資格等	取得年月	資格等の名称
趣味・特技		校内外の諸活動
志望の動機		
備考		

(別紙1)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

学歴・職歴	平成 年 月	高等学校入学
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

7 外国につながるの児童・生徒

神奈川県内のほとんどの公立学校には、外国籍の児童・生徒が在籍しています。また、それ以外にも、言語・文化などに様々な背景をもった、たとえば、日本国籍であっても母語が日本語ではない等の児童・生徒が在籍しています。神奈川県では、平成19(2007)年度に策定した「かながわ教育ビジョン」に則って、文部科学省等が使用している「外国籍(人)児童・生徒」という言葉を「外国につながるの児童・生徒」という言い方に変更しています。外国籍の生徒だけでなく、外国に血縁があるが、保護者が日本に定住する過程で帰化するほか、保護者の婚姻等により日本国籍を取得した児童・生徒を含みます。

多文化共生社会実現のためには、国籍・文化・民族等の違いによる差別や偏見をなくす教育をすることはもちろん、母語が日本語ではない等の児童・生徒への支援体制を整備するとともに、外国籍の児童・生徒が、誇りをもって本名が名乗れる環境をつくっていくことが大切です。

(1) 文化や民族の違いの理解

平成29(2017)年の県教育委員会の調査では、県内の公立小・中学校、県立高等学校に在籍する外国籍の児童・生徒数は8,941人で、国籍・地域別の割合では中国・台湾31.4%、フィリピン16.2%、ベトナム9.5%、ブラジル8.4%、ペルー8.2%、韓国・朝鮮6.4%となっています。

児童・生徒の間で起こるトラブルの中には、文化や習慣の違いへの理解不足が原因の場合もあると考えられます。一人ひとりの児童・生徒が違いを認め合い、互いの文化と個性を尊重する態度を身につけることが大切です。学級などで、外国につながるの児童・生徒の生活習慣やその国の歴史、文化などへの理解を深めることは、児童・生徒が多様な文化について正しい認識をもち、国際社会で主体的に行動する上で効果的です。また、そのような取組は、外国につながるの児童・生徒にとって、自分自身だけでなくその国の文化も大切にされているという実感につながります。

(2) 言語等の支援

日本語の指導に関しては、日常生活で用いる生活言語に比べて教科の学習の中に出てくる学習言語の習得には時間がかかることをふまえ、日常生活では日本語に不自由しなくなっても、授業の内容が理解できない場合も多いことに注意する必要があります。このような視点から、生徒の日本語の力に応じて定期試験問題にルビを振る等の措置も取られています。

公立高等学校の入学者選抜では、外国籍の生徒で入国後の在留期間が通算3年以内(入学年の2月1日現在)または、日本国籍を取得して3年以内の人で入国後の在留期間が通算3年以内の人(入学年の2月1日現在)の場合に応募できる在県外国人等特別募集が実施されているほか、海外から引き揚げ後、または海外から移住後の年数が定められた年数以内の場合に、学力検査問題にルビを振ったり検査時間を延長したりすることを申請することもできます。

また、保護者あての文章にルビを振ることも、保護者との意思疎通をはかる上で有効な場合があります。

(3) 国籍や在留資格の把握

外国籍の児童・生徒が、将来、日本で就職しようとする時には、在留資格が就労を認めているものであることが必要になります。また、警察官など公務員の一部の職種では日本国籍がないと受験できない場合もあります。進路指導を中心として、外国籍の児童・生徒に対して適切な指導や支援を行うためには、児童・生徒の国籍や在留資格を把握することが大切です。

小・中学校では、一般に就学に関する書類から児童・生徒が外国籍であることを把握することが可能です。注意する点としては、児童・生徒自身が外国籍であることを自覚していない場合があるということです。また、通称名を使用している場合には、学校で使用している名前が通称名であることを児童・生徒自身が知らない可能性もあります。

県立高校の場合には、入学前の合格者説明会等で、適切な支援や進路指導を行う上で国籍や在留資格の把握が必要であることについて説明し、生徒・保護者の理解を得ることが必要です。その上で、入学前に面接を希望する外国籍の生徒・保護者にはその機会を設け、在留資格や入学後に配慮してほしいこと等について確認します。入学後の進路指導等の中でも重ねて国籍把握の必要性について生徒・保護者に説明し、国籍や在留資格の把握に努めることが重要です。

在留資格に関する仕組みや手続きは複雑ですので、在留資格に関する具体的手続き等については、保護者・生徒が入国管理局等に早めに相談することが必要です。

(4) 本名が名乗れる教育環境づくり

外国籍の児童・生徒が、自らのアイデンティティを再確認し、自尊感情をもって学校生活を有意義に過ごすためにも本名を名乗ることのできる教育環境をつくることが求められています。平成21（2009）年の調査では、県内の公立小・中学校、県立高等学校に在籍する韓国・朝鮮人の児童・生徒の43.1%が、本名を名乗らずに通称名で学校生活を送っているという結果が出ています。また、県立高等学校を対象とした平成29（2017）年の調査によると、外国籍の生徒の33.8%が通称名で学校生活を送っています。

本名が名乗れない理由は、「本名を名乗ると差別を受ける。」あるいは「差別を受けそうだから。」ということです。もちろん、本名を名乗っても差別を受けることなく生活している児童・生徒もたくさんいます。ただ、周囲の人から見て差別を受けていないように見えても、本名での生活には様々なストレスや不便がつきまとうと言われています。

名前を呼ばただけでじろじろ見られたり、何度も名前を聴き返されたり、国籍はどこでいつ日本に来たのかなど、興味本位で様々な質問を受けることもあります。右から左に横書きをする言語もありますが、日本の申請用紙はすべて左からの横書きであり、中には縦書きの書類もあります。

このような中で本名を貫くためには、様々な軋轢を乗り越え、相応の労力をかけなければなりません。通称名を使用したほうが、はるかに楽なのです。

しかし、通称名はあくまでも通称名です。ある程度面倒な作業からは逃れられますが、場合によっては通称名であることや複数の名前があることについて、説明しなければなりません。結局、本名を隠していることへの心苦しきや、通称名使用の煩わしきから、思い切って本名を使用するようになる人もいます。

（５）偏見や差別意識の払拭

外国につながるのある児童・生徒が、それを理由にいじめられるといった直接的な差別のほか、外国籍であることが理由で希望の会社に入れなかったり、住まいを探すときに断られたりするなど、外国人に対する差別の実態があります。外国につながるのある児童・生徒が、安心して学校生活をおくるためには、外国人に対する偏見や差別意識を払拭し、ともに生きる社会を実現することが重要です。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めており、平成28（2016）年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が施行されました（P58参照）。この法律は第6条で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動の実施等について規定しています。民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う多文化共生社会の実現を目指した教育の推進が求められています。

８ ホームレス

ホームレス襲撃事件等は、ホームレスについての正しい理解がないために起きる痛ましい事件です。正しい理解を進めるとともに、若年ホームレスが増加している実態などもふまえ、自分自身の進路の問題と関連づけて考えさせる必要があります。

（１）ホームレスの現状

平成30(2018)年1月に厚生労働省が実施したホームレスの実態に関する全国調査によれば、全国のホームレス数は4,977人となっています。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と規定しています。

ホームレスが生まれる背景には、社会・経済構造上の問題があるとともに、ホームレスになる理由は人によってそれぞれ異なり、複雑な要因が絡み合っています。例えば、借金の保証人になった結果、借り手が夜逃げをしたため自分が執拗な取立てにあり、自分も逃げざるを得なくなったという人がいます。この場合、住民票を異動すると、借金の取立てに追跡されますから、住民票は異動できません。住所不定になるわけですから、就職もできなければ行政サービスを受けることもできなくなってしまいます。また、現業系の非正規労働者であった場合に、病気や怪我によって仕事を失い、家賃も払えず、あっという間に野宿生活になってしまう人もいます。

一度ホームレスになってしまうと住居等がない状態になるわけですから、働く意欲はあっても、職につけず、個人の力でホームレスの状態から抜け出すことは、大変難しくなります。また、社会の「だらしない」「怠け者」といった偏見は、彼らの疎外感を増大させ、自立への意欲を失わせる要因となっています。ホームレスの問題を個人の責任に帰するのではなく、社会全体の課題として捉えていく必要があります。

(2) 若年ホームレスの増加

若年（20～30代）のホームレスが増えています。しかし、その実態はあまり知られていません。彼らはインターネットカフェや24時間営業の飲食店を転々としていることが多く、野宿をしないので「ホームレス」の定義から外れてしまい、実態調査等からも漏れてしまいます。このため路上や公園で寝泊りすることの多い高齢者のホームレスに比べると、行政からの支援を受けにくいことも特徴のひとつです。

ホームレスになる理由は、家族関係が希薄だったり、劣悪な雇用条件の中で労働し、働くことへの意欲をなくしたりと様々な問題が複合的に絡み合っています。これらの問題は誰にでも起こる可能性があることをふまえホームレスに対する理解を深めるよう指導する必要があります。

9 犯罪被害者等

犯罪被害者等の気持ちに共感し、二次被害の加害者にならないようにすることが大切です。誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。いじめの延長で金品を要求されることや、痴漢の被害などを受けることは、犯罪被害を受けているということを、児童・生徒に気づかせる必要があります。

(1) 犯罪被害者等への共感

犯罪被害者やその家族は、どのような思いをし、どのような生活を送っているのでしょうか。強い悲しみと犯行に対する怒りを感じるのは当然ですが、他人への信頼感が低下したり、将来への展望を失ってしまう場合もあります。警察の捜査による心理的負担や保険・医療関係等の煩雑な手続きなどに加え、マスコミの容赦ない取材などが追い打ちをかけます。仕事を欠勤したり、場合によっては退職したりしなければならなくなることもあります。ストレスの影響で病気になってしまう場合もあります。犯人が逮捕されたとしても、それは解決ではありません。そこから、裁判の手続き、そして実際の裁判など、新たな負担が加わります。また、インターネットへの無責任な書き込みなどの二次被害に対し、怒り、不安、悲しみ、孤独感など、様々な負の感情に揺れ続けることになるのです。失ったものは大きく、元の生活に戻ることは難しくなります。

通常の生活をしている人が、犯罪被害者等の身になって考えるのは難しいことです。しかし、ある日突然、犯罪被害者等という境遇になり、精神的・物理的に様々な負担を強いられ続けなければならなくなるという、はなはだ理不尽な状態に陥る場合があるということは、理解できるはずです。児童・生徒はもとより教職員も、犯罪被害者

等に二次被害を加える側に決してならないよう、気を配る必要があります。また、犯罪被害者等を支援するのも、簡単なことではありません。事件直後や、裁判の期間など、その時々で必要な支援内容が変わってくるからです。支援しているつもりが、二次被害を加えてしまうこともあります。複雑な心境にある犯罪被害者は、支援すら受け止められない場合もあります。当事者の心の揺れも含めて見守る姿勢が大切です。

（２）身近な犯罪被害

犯罪被害と聞くと、殺人や強盗傷害などの深刻な被害を連想することが多いのではないのでしょうか。しかし、いじめの延長で恐喝や暴行を受けたり、痴漢の被害にあったりすることも、犯罪被害を受けているということです。そのような被害を受けると、不登校になったり、心的外傷後ストレス障害になったりする場合があります。犯罪被害は、遠い世界の出来事ではありません。児童・生徒が、日々の生活の中で犯罪被害にあわないよう、万一犯罪被害を受けた場合は二次被害を防ぐよう様々な面で注意を払う必要があります。

また、犯罪被害は身近にあるという観点から児童・生徒を指導することが必要です。恐喝や暴行はいじめの一部ではありません。盗撮や痴漢行為は犯罪です。学校内の指導で対応できることには限界があります。犯罪とは何か、犯罪にあった時にはどうするかなどを、日頃から児童・生徒に啓発しておく必要があります。なお、犯罪被害者等の支援については、次のサポートステーション、支援センター等があります。

参 考

- ・ かながわ犯罪被害者サポートステーション
横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 24 - 2 かながわ県民センター14階
電話 045(311)4727 月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 5 時
 * 日曜日、祝日、年末年始を除く。
- ・ 犯罪被害者支援センター（神奈川県弁護士会）
電話 045(211)7724 毎週火曜日・金曜日 午後 1 時～午後 4 時

10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による拉致は重大な人権侵害であり、国家間で必ず解決されなければならない問題です。そのことを理解すると共に、在日朝鮮人の人々が、この問題に関連していわれのない攻撃を受けることは、絶対にあってはいけないということもしっかりと認識しなければなりません。

（１）拉致被害者とその家族

1970年代から80年代にかけて北朝鮮当局（日本は、朝鮮民主主義人民共和国（通称：北朝鮮）を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。）による日本人拉致が多発し、現在、政府は17名を拉致被害者として認定して

います。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性が否定できない「特定失踪者」と呼ばれる人たちがいます。

平成14(2002)年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5名の拉致被害者が帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ問題の解決に向けた具体的行動はとられていません。

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題ですが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであると言えます。

このため、平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、平成23(2011)年4月1日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」とする。）における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。拉致問題は、他の人権課題とは異なる国際的な問題であるために、簡単に解決できない問題です。そこで、「基本計画」では、「拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。」としており、学校教育においては、人権侵害問題の観点から「児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」とこととされました。

（２）朝鮮半島につながるのある児童・生徒への配慮

一方、本県には朝鮮半島につながるのある児童・生徒が在籍していることから、拉致問題を学習することによりこれらの児童・生徒に対する差別、偏見等が生じないように十分に配慮する必要があります。

児童・生徒一人ひとりを大切にするとともに、拉致問題に児童・生徒が関心を持ち続け、この問題が今後とも風化しないように、次のことに留意しながら指導してください。

- 拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害行為ではあるが、北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くのではなく、人権課題の一つとしてこの問題を捉えさせる。
- 拉致被害者やその家族の心の痛みや叫び等を中心に引き上げ、そのつらい気持ちに共感する心情を育てるようにする。また、拉致問題を学習することにより育まれた共感する心は、他の人権課題について考える際にも大切であるという点に気づかせ、今後の人権学習に生かす。
- 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながるのある人々に責任を帰する問題ではないことを押さえる。また、この点を踏まえて、差別や偏見についての学習を深めることも考えられる。

なお、北朝鮮当局による拉致問題の詳細については、政府の拉致問題対策本部ホームページを参照してください。（P46参照）

11 様々な人権課題

1～10に取りあげた課題は、決して単純に現れるものではありません。複合し、連鎖し、時には差別の被害を受けた人が、他の人を差別してしまうこともあります。ここでは、複合しやすいその他の課題として、「性的マイノリティ」「インターネットを悪用した人権侵害」「貧困」について解説します。

(1) 性的マイノリティ (LGBTQ)

「世の中には男と女しかいない」、「人は異性に恋をする」。これは当たり前のことなのでしょう。

社会には、トランスジェンダーのように生物学的な性（身体の性）と性別に関する自己認識（心の性、性自認）が一致しない人がいます。また、レズビアン、ゲイやバイセクシュアルのように性的指向（恋愛や性愛の対象となる人の性）が同性や両性に向いている人、さらにクエスチョニングのように性自認や性的指向について迷って揺れ動いている人がいます。このような人々のことを「性的マイノリティ (LGBTQ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字)」と表現することがあります。

平成30(2018)年に行われた調査によればLGBT層の比率は8.9%に達しています。LGBT層に該当する人たちは、少数者であるがゆえに周囲の無理解から差別されたり、偏見をもたれたりすることがあります。また、自分が周りとは違うことに悩み、誰にも相談できず苦しんでいる人もいます。これらのことから、自尊感情が低くなりやすく、抑うつや自殺を考える割合を高める一因ともなっています。

平成28(2016)年にLGBT当事者を対象とし、15,141名から回答を得た意識調査では58.2%が小・中・高校においていじめの被害を経験していました。また学校や職場において71.7%がLGBTに関して差別的な発言を耳にしていました。

学校においては、学級に3、4名の当該児童・生徒が在籍している可能性があることを想定し、教職員が性的マイノリティ (LGBTQ) に対する理解を深め、日頃から言動に細心の注意を払い、当該児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めていく必要があります。

トランスジェンダーとイコールであると誤解されがちな性同一性障害とは、医学上の疾患名です。自分自身が身体的・社会的にどちらの性別であるかを認識していながら、心理的にその性別に違和感を抱き、強い葛藤をおぼえ、心の性に合わせようとして生じている適応の障害のことをいいます。平成15(2003)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、一定の条件を満たせば家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別を変更することが可能となりました。平成20(2008)年6月には法律の一部改正により、必要条件の一部が緩和されました。平成16(2004)年7月の施行後、平成29(2017)年までに7,809件（司法統計より）の性別変更が認められました。このような流れを汲んで地方自治体の中には性同一性障害の人への配慮から、「各種の申請書類から可能な限り性別欄を削除する」という動きもあります。

性同一性障害の人たちの中には、診断を受けた上で、身体の性別を変える手術などを選ぶ人もいますが、外見や行動を心の性に合わせて日常生活を送っている人もいます。また、自分の性別に違和感をもっている人も、診断を受けない人もいます。

性的指向とは、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかをいいます。「世の中には、性的指向が異性のみに向いている異性愛者しかいない」わけではなく、同性のみに向いている同性愛者（ゲイ・レズビアン）や同性にも異性にも向いている両性愛者（バイセクシュアル）等がいます。一般には、性的指向は外見からは分かりにくいいため、同性愛や両性愛であることを悩んでいる人がいたとしても他の人が気付いて支援することが困難であるという特徴があります。

厚生労働省エイズ対策研究推進事業「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」（平成19(2007)年）にある調査結果（有効回答数5,731人）をみると、ゲイやバイセクシュアルの男性の65.9%(10代では64.7%)はこれまでに自殺を考えたことがあります（自殺念慮）、14.0%(10代では16.2%)は実際に自殺未遂の経験があったと回答しています。

性自認や性的指向は、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではありません。しかし、性的マイノリティに関する誤解から、「いずれ治る」「男（女）らしくない」などと言われたり、「思春期には異性に恋愛感情をもつのが自然である」という発言を聞いたりして、「自分はおかしいのかも」と思い込み、家族にも相談できない児童・生徒がいます。

各学校において性同一性障害などの性自認や性的指向に関わる相談があった場合には、平成27（2015）年4月文部科学省より「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知されていることをふまえ、児童・生徒及びその保護者の心情を適切に受け止め、対応することが大切です。特に、性的指向と性自認を混同しないこと、同じ性同一障害の児童・生徒であっても、困っていることは一人ひとり違うことに留意し、必要に応じて関係医療機関や支援団体等との連携体制を構築するなど、個々の心情に十分配慮した対応が求められます。

児童・生徒本人への具体的な配慮としては、制服・トイレ・更衣など施設面等での配慮や、授業等で性別にかかわらず「さんづけ」で呼ぶなどの呼称についての配慮などが考えられます。

（2）インターネットを悪用した人権侵害

インターネットを悪用した人権侵害としては、SNSや掲示板等への誹謗・中傷の書き込み、画像や個人情報の無断掲載等があげられます。差別用語を使用した民族や団体への攻撃から、特定の個人を対象としたいじめに至るまで、匿名性を利用した悪質な人権侵害が行われています。特に、特定の個人へのいじめについては、仲間同士の些細な行き違いから発生することが多いのですが、インターネットの特性で多数派が過剰に盛り上がり、過激な言葉での誹謗・中傷が個人に集中することから、それが原因で対象者が自殺に至る場合もあります。

また、なりすましによる個人情報の流出から、詐欺や性犯罪の被害者となる危険性

もあります。一度流出した個人情報インターネット上から完全に消し去ることはできません。自分の顔写真を公開したり、悪意がなくても、友人の個人情報を無断で書き込む等のことは、取り返しがつかない事態を招くことになります。

本来であれば、携帯端末等の使用に関しては家庭で管理すべき事項ですが、学校での人間関係に重大な影響を及ぼすことから、インターネットの正しい活用について、児童・生徒への適切な教育が必要です。インターネットは、正しく使用すれば大変有効なツールとなりますが、一歩間違えると容易に人権侵害を招くメディアでもあります。インターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、児童・生徒にインターネットの持つ危険性とその具体的被害について、十分に伝えていく必要があります。

具体的には、インターネットの悪用によって起きた実際の事件を題材に、その被害の状況、事件の影響、事件に巻き込まれた原因などの説明を加え、児童・生徒自らがインターネットの危険性について考え、対処できるように導くことが必要です。インターネット・サイト等についての知識に関しては、教職員よりも、児童・生徒の方が詳しいのが現実です。頭ごなしに有害サイト等へのアクセスを禁止しても、一人ひとりの携帯端末等を常日頃確認することはできません。かえって逆効果となり、危険なアクセス等が見えにくくなる可能性があります。児童・生徒にいかに自覚を促すが、もっとも大切なポイントです。

(3) 貧困

混迷する社会経済情勢の中で、教育や就業の機会が得られず、生活に困窮する人がいます。その中には、適切な支援が受けられず、健康で文化的な最低限度の生活の維持さえ難しい人もいます。

平成27(2015)年に実施された国民生活基礎調査（厚生労働省）によると13.9%、つまり7人に1人の子どもが「相対的貧困」という結果が示されました。ひとり親の世帯に限定すると、相対的貧困率は50.8%にのぼります。家計が苦しいために進学を諦めざるを得ず、学校では疎外感を感じ、将来に希望を持つことができない子どもたちがいます。また、貧困の問題が児童虐待やいじめ、不登校と関連している場合もあります。生まれ育った環境によって、子どもたちの将来に差がついてしまうこと、さらに、そうした貧困が世代を超えて連鎖しかねないということは大きな問題です。

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26（2014）年8月29日閣議決定）では、子どもの貧困対策において、学校は重要な役割を担うと位置付けられ、「学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて…総合的に対策を推進する…」との提言が示されました。（その提言を受け、文部科学省は就学支援体制、教育相談体制、生徒指導・進路指導体制の充実等の政策を推進しています。）

さらに、本県においても、平成26（2014）年1月より施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に基づき、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が連鎖することのないよう、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

学校においては、児童・生徒の様子や家庭の状況を的確に把握し、必要に応じて教

職員間で情報を共有しながら、適切な支援をすることが大切です。状況によっては、スクールソーシャルワーカーや教育委員会等と連携をとり、保護者へ必要な情報を提供したり、関係機関とつなげたりして、保護者が悩みを抱え、社会的に孤立しないよう、迅速な対応が求められます。



神奈川県では、「いのち」や互いに支え合って生きることを大切にする心などを育む取組を、「いのちの授業」として推進しています。

V 資料

人権教育関係URL

- (1) 神奈川県教育委員会が作成した人権教育関係資料等
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t8d/hr_edu/top_page.html
- (2) 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
- (3) 文部科学省「色覚に関する指導の資料」
<http://www.pref.osaka.jp/attach/2470/00004402/sikikaku.pdf>
- (4) 文部科学省「児童虐待防止に向けた学校等における適切な指導の徹底について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1289682.htm
- (5) 文部科学省発行研修教材「児童虐待防止と学校」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm
- (6) 文部科学省「いじめの問題に対する施策」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- (7) 文部科学省「性同一障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf
- (8) 神奈川県総合教育センター「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」
https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/tameni_h30_3.html
- (9) 内閣府男女共同参画局予防啓発教材 「人と人とのよりよい関係をつくるために
交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html
- (10) 拉致問題対策本部ホームページ
<http://www.rachi.go.jp/>

通 知 等

○児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）

平成22年1月26日付 21初児生第29号

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例の増加など依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護等、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応についてお願いしているところです。

しかしながら、今般、東京都江戸川区における事件の発生から、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校等における対応を改めて緊急かつ徹底して行う必要があると考えております。

貴職におかれては、下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、改めてご指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

1 児童虐待の防止等に関する法律等の趣旨の徹底：

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について（通知）」（平成12年11月20日。文生参第352号。）及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成16年8月13日。16文科生第313号。）等を参考にして、改めて、以下の点についての周知徹底を図ること。

- （1）児童虐待の早期発見等：児童虐待の防止等に関する法律上、学校及び学校の教職員は、1）児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第5条第1項）、2）児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと（同条第2項）、3）児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと（同条第3項）などの役割が課されていること。
- （2）児童虐待に係る通告：児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第6条第1項）。

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応：

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（平成16年1月30日。15初児生第18号。）、「学校等に

における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日。18初児生第11号。）等を参考にして、改めて、以下の点についての指導を行うこと。

- (1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成すること。
- (2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。
- (3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

3 教育委員会等の責務：

各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。
- (2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。
- (3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。
- (4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。
- (5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じること。

4 教職員用研修教材の適切な活用

文部科学省においては、平成21年5月に学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、最近の制度改正等の内容を盛り込み、教職員用研修教材「児童

虐待防止と学校」を作成、配付している。

学校、教育委員会においては、本教材の積極的な活用を図るなどして、虐待対応に関する教職員研修の充実を図り、学校等における児童虐待防止の取組を一層適切に推進すること。

○平成二十五年法律第六十五号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十

号) 第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要

領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を

解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定す

る社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○ 神奈川県同和教育基本方針

教育長通知 昭和53年9月

同和問題は、日本国憲法に保障されている基本的人権の侵害にかかわる重要な問題である。

わが国の社会には、封建時代の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく部落差別が、今日なお人びとの観念や意識のうちに、あるいは生活実態の中に厳存し、本県においても多様な形で発現している。これは、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する深刻にして重大な社会問題である。国及び地方公共団体はもちろん、すべての国民が自らの課題として、同和対策審議会答申及び同和対策事業特別措置法の趣旨をふまえ、同和問題を正しく認識して、その解決に努力しなければならない。そのために教育の果たす役割は極めて大きい。

神奈川県教育委員会は、以上の認識に立って、本県における同和教育の推進が十分とはいえず、部落差別が現存する事実を直視し、日本国憲法・教育基本法 の精神にのっとり、教育の主体性と責任のもとに、同和対策審議会答申の趣旨及び部落差別の現実をふまえ、差別的偏見の根絶をめざす同和教育を全県下にわたって積極的に推進するため、次の基本的事項を定める。

- 1 学校教育においては、人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を培い、差別を許さない人間の育成をめざして、児童・生徒の発達段階等に即した同和教育を進めるとともに、教育の機会均等の保障に努める。
- 2 社会教育においては、県民一人ひとりの自覚のもとに、差別を解消し、人権が真に尊重される明るい社会の実現をめざして、指導者の養成をはじめ、社会教育的諸条件の整備に努め、同和問題についての正しい理解を深めるよう同和教育を進める。
- 3 同和問題に関する認識と理解をはかるため、あらゆる機会をとらえて、啓蒙啓発活動を進める。

（P32の**ポイント**を参照してください。：再掲「この方針は、現在では『かながわ人権施策推進指針』の中にその精神が取り込まれ、整理されましたが、約30年間にわたり、本県の同和教育の根幹となった方針です。」）

○平成二十八年法律第百九号

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会 (H28. 11. 16)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別

の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院 法務委員会（H28.12.8）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

○ 在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針

平成2年3月23日 神奈川県教育委員会

すべての人間は生まれながらにして自由で、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは人類普遍の原理であり、「世界人権宣言」及び日本国憲法や教育基本法の基底となっている理念である。1979年（昭和54年）、我が国はこの「世界人権宣言」の精神の具体的な実現のため、国際連合で制定された「国際人権規約」を批准している。すべての人々が共に生き、共に発展していく社会を創造することは人類共通の願いであり、その実現に向かって教育の果たす役割は大きい。

神奈川県の教育は、個人の尊厳を重んじ、平和を愛し、心と身体の調和のとれた、健康で、人間性と創造性豊かな人間の育成をめざしており、各市町村では、地域の特性を生かした様々な教育が行われている。県教育委員会でも、「自然、人とのふれあい教育」、「福祉教育」、「国際理解教育」、「男女平等教育」など神奈川の特色ある教育及び同和教育を推進してきた。

国際理解教育については、1988年（昭和63年）、国際理解教育研究協議会より、平和教育と「内なる民際外交」の視点から、国際理解教育を推進することが急務であり、行政の取り組みの方向として、在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人児童・生徒にかかわる教育についての基本となる考え方を明らかにする必要があるという提言を受けた。

本県には、約125か国、6万人〔1989年（平成元年）6月30日現在の外国人登録者〕の外国人が県民として生活しており、このうちの約半数が韓国・朝鮮人である。

この人たちの多くは、1910年（明治43年）の韓国併合後の我が国の植民地政策等をはじめとする歴史的経緯及び第二次世界大戦後の南北に分断された母国の事情や生活基盤の喪失等によって、やむなく日本で働き生活せざるを得なくなった人たちとその子孫である。

このような経過のなかで、この人たちの人権は長い間軽視されてきた面があり、現在でも、教育、就労、福祉等において在日韓国・朝鮮人に対する厳しい差別や偏見が根強く残っている状況がある。そのため、児童・生徒が学校や地域社会において、本名が名乗れないという実態もある。

神奈川の子どもたちが多様な文化と個性を尊重し、たがいに認め合いながら、正しい認識のもとに、身近に存在する差別や偏見を克服していくことは、国際社会において、健全な国際人として認められ、よりよく生きていくためにも大切なことである。また、県内に居住する外国人が本名を名乗り、民族的自覚と誇りをもって生きるとともに、県民として、共に住みよい神奈川の創造をめざすことのできる環境づくりも必要である。

県教育委員会は、以上の認識に立って、学校・家庭・地域社会の協働のもとに、在日外国人にかかわる教育を積極的に推進するため、次の基本的事項を定める。

- 1 学校教育では、人間尊重の精神を基盤にした国際理解教育を深め、正しい認識に立って差別や偏見を見抜く感性を養うとともに、差別や偏見を批判し排除しようとする勇気ある児童・生徒を育成する。

また、在日外国人児童・生徒に対しては本名が名乗れる教育環境をつくり、民族としての誇りをもち、自立できるよう支援する。

- 2 社会教育では、差別や偏見を根絶し、共に生きることのできる国際社会の実現をめざし、指導者の啓発・研修をはじめ、生涯学習の充実に努める。
- 3 教育行政では、在日外国人にかかわる教育に関する理解と認識を深めるため、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を進める。

○平成二十八年法律第六十八号

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、その

ために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

*** 参考資料となるもの（必要に応じてインターネット等により参照してください）**

○ **世界人権宣言** 1948年12月10日国連総会採択

○ **日本国憲法** 昭和22年5月3日施行

○ **児童の権利に関する条約** 平成6年5月16日条約第2号

○ **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律** 平成12年12月6日施行

○ **児童虐待の防止等に関する法律** 平成12年5月24日施行

○ **いじめ防止対策推進法** 平成25年9月28日施行

VI 参考文献

- ・ 女性
「デートDVと恋愛」（大月書店）
- ・ 患者等
「新 エイズの基礎知識」（岩波書店・ジュニア新書）
「専門医が語るエイズの知識」（ohmsha・オーム社）
- ・ 同和問題
「被差別部落の青春」（講談社・文庫）
「近世身分社会の捉え方」（部落問題研究所）
- ・ 外国につながるのある児童・生徒
「在日外国人 新版 法の壁、心の壁」（岩波書店・新書）
- ・ 犯罪被害者等
「犯罪被害者支援とは何か」酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也（ミネルヴァ書房）
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
「めぐみへの遺言」（幻冬社）
- ・ 様々な人権課題
「21世紀の人権」（日本評論社）
「セクシュアルマイノリティ第2版」セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク（明石書店）
「中高生のためのメンタル系サバイバルガイド」こころの科学（日本評論社）

県立学校用図書配付済リスト

		書名	著者	出版社
H20	1	身分差別社会の真実 新書・江戸時代②	斎藤洋一、大石 慎三郎	講談社現代新書
	2	神奈川の部落史	神奈川の部落史編集委員会	不二出版
	3	差別と向き合うマンガたち	吉村和真、田中聡、表智之	臨川書店
	4	絵本 もうひとつの日本の歴史	中尾健次	解放出版
	5	人権ブックレット No. 11 差別と差別表現～新版～	—	(社)神奈川人権センター
	6	人権ア・ラ・カルト 2008 年版	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター
	7	子どもの権利	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター
	8	正しく使おうインターネット	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター
H21	1	まんが クラスメイトは外国人	「外国につながる子どもたちの物語」 編集委員会編	明石書店
	2	シミュレーション教材「ひょうたん島問題」	藤原孝章	明石書店
	3	人権ってなに？ Q & A	阿久澤真理子・金子匡良	解放出版社
	4	ビジュアル部落史 1 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	5	ビジュアル部落史 2 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	6	ビジュアル部落史 3 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	7	ビジュアル部落史 4 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	8	ビジュアル部落史 5 巻	大阪人権博物館	大阪人権博物館
	9	知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…	法務省人権擁護局	人権教育啓発推進センター
H22	1	差別のカラクリ	奥田均	解放出版社
	2	外国からの子どもたちと共に	井上恵子	本の泉社
	3	反貧困学習 格差の連鎖を断つために	大阪府立西成高等学校	解放出版社
	4	学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き	玉井邦夫	明石書店
H23	1	“生徒の自己開示”で始まる高校の学校開き— 〔よのなか〕科との協働で拓く 21 世紀型人権教育	成山治彦 監修 大阪府立柴島高校 編	明治図書
	2	これでわかった! 部落の歴史 私のダイガク講座	上杉聡	解放出版社
	3	発達障害チェックシートできました —がっこうのまいにちをゆらす・ずらす・つくる	すぎむら なおみ	生活書院
	4	ルポ若者ホームレス	飯島裕子・ビックイシュー基金	ちくま書房

H24	1	花の冠	大越桂	朝日新聞出版
	2	カミングアウトレターズ	RYOJI+砂川秀樹	太郎次郎社エディタス
	3	やってみよう！人権・部落問題プログラム	大阪府人権協会	解放出版社
H25	1	連続授業 命と絆は守れるか？ 震災・貧困・自殺からDVまで	宇都宮健児・浅見昇吾・稲葉剛	三省堂
	2	外国人児童生徒のための支援ガイドブック	齋藤ひろみ 編著 今澤悌 他 著	凡人社
	3	入門 いじめ対策—小・中・高のいじめ事例から自殺予防まで	相馬誠一・佐藤節子・懸川武史 編著	学事出版
	4	部落の歴史に学ぶ	神奈川部落史研究会	神奈川部落史研究会
H26	1	チャイルド・ブア～社会を蝕む子どもの貧困～	新井直之	T O ブックス
	2	部落問題と向きあう若者たち	内田龍史	解放出版社
	3	脱！スマホのトラブル：LINE フェイスブック ツイッター やって良いこと悪いこと	佐藤佳弘	武蔵野大学アソシエート
H27	1	L G B T ってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性	薬師実芳、古堂達也 小川奈津己、笹原千奈未	合同出版
	2	知っていますか？部落問題一問一答 第3版	奥田均	解放出版社
H28	1	ブラックバイトに騙されるな！	大内 裕和	集英社
H29	1	リベンジポルノ — 性を拡散させたる若者たち	渡辺 真由子	光文堂
	2	近代神奈川の歴史を問い直す	部落史ブックレット編集委員会	神奈川部落史研究会
H30	1	性別に違和感がある子どもたち トランスジェンダー・S O G I ・性の多様性	康 純	合同出版
	2	高校生ワーキングプア 「見えない貧困」の真実	NHKスペシャル取材班	新潮社

ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日
神奈川県

平成25（2013）年8月 第1版

平成27（2015）年4月 第2版

平成28（2016）年4月 第3版

平成29（2017）年4月 第4版

平成30（2018）年4月 第5版

平成31（2019）年4月 改訂版

神奈川県教育委員会教育局行政部行政課人権教育グループ

横浜市中区日本大通33 〒231-8509 電話(045)210-1111（代表）

